

第2期 厚真町教育振興基本計画（案）

基本理念

ともに生き、ともに学び、豊かな心を育む

○計 画 期 間

令和8年度～令和17年度

○基本方針の計画期間

令和8年度～令和12年度

令和8年4月

厚真町教育委員会

厚真町教育振興基本計画の策定に当たって

厚真町教育委員会では、第1期教育振興基本計画において、次代を担う子どもたちが、「ふるさとを愛し、未来に向かって、たくましく生きる力を育む人材の育成」を基本理念として掲げ、各種の教育施策の展開、教育の充実に取り組んでまいりました。

少子化高齢化による人口減少や情報化の進展、価値観の多様化等、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中で、子どもたちが自ら考え、他者と協働しながら課題を解決する力、そして人とのつながりを大切にし、思いやりや感謝の気持ちの心を育むことが、ますます重要となっています。

また、すべての子どもが安心して学び、成長できる環境を確保するためには、いじめの未然防止や早期発見・早期対応をはじめとした、心のケアと人権尊重の取り組みを一層充実させていくことが欠かせません。家庭・学校・地域社会が連携し、互いを認め合い、支え合う温かな教育環境を築くことが求められています。

本基本計画は、これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、新たな時代の変化に対応し、本町の教育のさらなる充実を図るため、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間として策定したものです。

今後も、学校教育、社会教育、生涯学習、文化・スポーツ等の各分野において、関係する人々とのつながりを大切にし、町民一人ひとりが生涯にわたって学び合い、支え合うことのできる社会の実現と、豊かな心を育む教育を一層進めてまいります。

令和8年4月

厚真町教育委員会

教育長 遠藤 秀明

目 次

第1章 計画の策定について

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の策定・位置付け
- III 計画期間
- IV 計画の策定体制
- V 計画のP D C A

第2章 教育の現状

- I 学校教育の現状
- II 社会教育の現状

第3章 基本理念・基本方針

- I 基本理念
- II 基本方針

第4章 基本体系・目標・施策

- I 施策展開の基本体系図
- II 基本目標・主な施策
 - 基本目標1
 - 基本目標2
 - 基本目標3
 - 基本目標4
 - 基本目標5
 - 基本目標6
 - 基本目標7
 - 基本目標8
 - 基本目標9
 - 基本目標10

資料編

第1章 計画の策定について

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の策定・位置付け
- III 計画期間
- IV 計画の策定体制
- V 計画のPDCA

第1章 計画の策定について

I 計画策定の趣旨

教育基本法による国の教育振興を図る計画として、令和5年6月に第4期教育振興基本計画が策定されました。この計画では、2040年以降の社会を見据え、主体性や課題解決能力、チームワーク等を育み、複雑化する社会課題に対応できる人間社会の構築を目指す①「持続可能な社会の創り手の育成」と個人が幸せや生きがいを感じ、地域や社会全体で豊かさを享受できる、心身共に良好で持続的な幸福の実現を目指す②「日本社会に根差したウェルビーイング^{※1}の向上」の2つが今後の教育施策の中心課題として据えられています。

また、教育基本法第17条第2項において、地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

北海道教育委員会では、令和5年3月に教育の現状や社会状況を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの5年間の施策として、個別・具体的な施策・事業等を体系的に整理し、各種の教育施策の実現に取り組んでいます。

厚真町教育委員会においては、平成28年度からスタートした「第4次厚真町総合計画」における部門計画として、平成28年4月に「第1期厚真町教育振興基本計画」を策定し、厚真町の教育・文化に関する施策を推進してきました。この2つの計画は令和7年度をもって計画期間を終えること、さらに少子化・人口減少等社会の大きな変化の中で、新しい時代にふさわしい人づくりを担う教育の役割はますます高まりを見せていることから、こうした背景を踏まえながら、本町の教育のさらなる充実を図るため、第5次厚真町総合計画との整合性を図りつつ、今後、本町が目指すべき教育の方向性を明らかにした「第2期厚真町教育振興基本計画」を策定し、町の教育行政運営の基本方針とするものです。

II 計画の策定・位置付け

本計画は、教育課題の解決を計画的・体系的に図るため、本町の教育が目指す方向や推進するための施策を示したものであり、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。策定に当たっては、令和5年6月に様々な社会情勢の変化等を踏まえて策定された国の「第4期教育振興基本計画」、令和5年3月に策定された北海道の「北海道教育推進計画」を参考にして、地方自治体に策定が求められている「第2期厚真町教育振興基本計画」とするものです。

また、第5次厚真町総合計画の部門別計画としてその整合性を確保し、本町における教育振興基本計画として位置付けるものです。

Ⅲ 計画期間

本計画は、第5次厚真町総合計画（計画期間：令和8年度～令和17年度まで）における部門計画であることから、本計画期間を総合計画の期間との整合性を図り、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

また、個別・具体的な施策・事業等を体系的に整理した「基本目標（前期）」は、令和8年度から令和12年度までを計画期間とし、この5年間を見通す施策の基本となるもので、教育の現状や社会状況を踏まえて必要な見直しを行うこととします。

●計画の対象期間

年度 計画名	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
厚真町総合計画	第4次厚真町総合計画 (10年間)					第5次厚真町総合計画									
厚真町教育振興基本計画	第1期厚真町教育振興基本計画 (10年間)					基本目標（前期）					第2期厚真町教育振興基本計画				

Ⅳ 計画の策定体制

本町では、国の教育振興基本計画及び北海道の教育推進計画を参酌し、社会教育委員、校長会等関係団体と協議を重ね、さらに意見聴取（パブリックコメント）を通して、広く町民の皆さんにも計画策定に参画していただき、実効性のあるものとなるよう検討してまいりました。

本計画では、学校教育、社会教育等の教育行政全般を所管する厚真町教育委員会が長期的な視野に立ち、各分野の取り組みを明らかにして、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「教育委員会の事務事業の点検・評価報告書」を基本にし、今後の本町の教育はどうあるべきかを分析しながら、本町における教育の一層の振興を図るために、第2期厚真町教育振興基本計画として定めるものです。

V 計画のPDCA

【第5次厚真町総合計画】令和8年度～令和17年度

国の第四期
教育振興基本計画

令和5年度～令和9年度

北海道教育推進計画

令和5年度～令和9年度

教育関係機関・団体
・町民からの意見

Plan (計画)

実施計画の策定

Do (実施)

実施計画に基づき
事務事業を行う

第2期厚真町教育振興基本計画
基本方針

令和8年度～令和17年度

基本目標(前期)

令和8年度～令和12年度

Action (改善)

評価結果に基づき
実施計画を見直し

Check (評価)

教育行政の点検・評価
外部評価委員の意見

【公表】

[町議会へ報告]
[ホームページ]

第2章 教育の現状

- I 学校教育の現状
- II 社会教育の現状

第2章 教育の現状

I 学校教育の現状

〈国の学校教育の現状〉

人口減少や少子高齢化、Society 5.0^{*1}の到来、グローバル化、産業構造の変化により、従来の知識や経験だけでは様々な場面における対応が難しい時代になっています。子どもたちが自らの長所や可能性を見出し自己有用感^{*2}を高めると共に、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働できる力を育むことが重要視されています。

第4次教育振興基本計画では「不易流行^{*3}」を基調に2040年以降を見据え、こども基本法の施行とこども家庭庁の創設により、「こどもまんなか社会」が推進されています。

学習指導要領（平成29・30・31年改訂）前文において、「一人ひとりの児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること」と記されています。基礎的・基本的な知識技能の確実な習得と、それを活用する思考力・判断力・表現力、主体的に学ぶ態度の育成が重視されます。体力は「生きる力」を支える基盤であり、家庭や地域と連携して体力・運動能力の向上や生涯スポーツが推進されます。ESD教育^{*4}を通じ、SDGsや多文化共生の理解、持続可能な社会づくりに資する資質・能力の育成を目指しています。特別支援教育の充実により、だれ一人取り残さず、多様性を相互に認め合い、子どものウェルビーイング^{*5}を支える環境が整備されていきます。コロナ禍で普及したICT活用は学びの保障に資する一方、スマートフォンやSNSのトラブル、長時間利用による生活リズムの乱れが課題であり、子どもと保護者が情報モラル^{*6}を正しく理解し実践することが求められています。

〈北海道の学校教育の現状〉

北海道内の義務教育段階の児童生徒の学力は、全国学力・学習状況調査において一部の教科は全国平均を上回る年もあるものの、多くの教科で平均未満が続いています。さらに、児童生徒質問の回答状況から、児童生徒には、自分の考えを持ち、筋道立てて説明する力の課題や授業以外の学習時間の短さ、ゲーム時間の長さなどの傾向が見られます。これらに対応するため、課題発見から解決・実行・振り返りを重視する授業の改善、小中・中高の校種間連携の強化、家庭・地域と連携した望ましい学習・生活習慣の定着が求められています。

また、「道徳の授業では自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思う」との回答割合は全国とほぼ同等であり、思いやりや命の

大切さなどの社会性・人間性を育むため、家庭や地域と一体となった取り組みが重要となっています。

体力面では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点の低さ、運動時間の短さ、学習以外のスクリーンタイムの長さが課題であり、授業やそれ以外の時間で運動に親しめる環境整備を通じ、生涯にわたる体力・運動習慣の定着が必要となっています。

グローバル人材育成では、留学関心・経験の低さ、公立高校での教育旅行・留学生受入の少なさ、費用負担が課題に位置付けられています。

特別支援教育では、広域分散型である北海道においては、身近な場で専門的教育を受けられるよう、環境整備と教育内容の充実が求められています。

働き方改革では、月45時間以上の時間外勤務を行う教員の割合が56.9%と高く、業務拡大や管理職の多忙・体制未整備が背景にあり、教員業務支援員の配置等を進めつつ、より積極的な対策が必要となっています。

〈厚真町の学校教育の現状と課題〉

(1) 確かな学力の育成・望ましい学習習慣の定着、家庭・地域との連携

本町では、令和3年度に厚真町教育研究所を設置し、児童生徒に豊かな学びを提供できるように、町内小中4校の教職員が協働して、指導方法の工夫、改善に当たっています。同研究所の学習部会が中心となり、指導の在り方を研究すると共に、各校においても自校の児童生徒の実態に応じた教育を実践しています。

平成27年の学校教育法の一部改正等において、義務教育学校と小中一貫型小学校、中学校という大きく2つの形態が制度化されました。本町でも平成31年4月から併設型小・中学校として、小中一貫教育に取り組んでいます。厚真の目指す子ども像「未来を語る厚真の子」の実現に向け、その理念を教職員の間で共有、浸透させてきました。

平成29年にコミュニティ・スクール^{*1}（学校運営協議会）が導入され、「地域と共にある学校づくり」を基盤に、児童生徒が社会を生き抜くために必要な力の育成を目指して、義務教育9年間を見通した学校・家庭・地域の連携と協働による教育の推進を図っています。

(2) 豊かな人間性と社会性の育成

道徳教育推進教師を中心に年間指導計画を整備し、学校全体で道徳の授業を行うと共に、教育活動全体を通じて道徳教育が推進されています。規範意識や生命を大切にすること、思いやりの心の育成は、各校の教育活動の重点にも位置付けられ、教育活動全体を通して、人間関係の構築を大事に指導に当たっています。

本町におけるいじめ対策は、小中学生で表面化しにくいいじめが増えている現状を踏まえ、児童生徒の気持ちに寄り添い、互いを認め合う関係づくりを大切にしています。

学校・家庭・地域が連携し、対話と学びを重ねることで、沈黙や同調に流されない、思いやりと責任ある行動が育つ環境づくりを目指しています。

ふるさと教育を通して、地域での職業観や大人との関わりを通じてキャリア教育を推進しています。自分を取り巻く地域の未来を考え、語ることを通して、自分や地域のよさを再確認する機会を作っています。

（３）心身の健康増進と自己管理能力の促進

最新（令和7年度）の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本町の児童生徒の体力合計点は、小学校男子以外で全国平均に届いていないものの、小・中学校の男子は前年度との比較において上昇する等改善の傾向が見られました。

身体的な健康のみならず、心の健康を維持するための自己管理能力も重要です。ストレスへの適切な対処法を学ぶ機会を提供すると共に、悩みや不安を抱えた際に、教職員やスクールカウンセラー等へ早期に相談できる環境の継続が求められていきます。

また、望ましい生活リズムの確立に向け、睡眠の重要性や情報メディアとの適切な付き合い方について、家庭と連携しながら、心身ともに調和の取れた成長を促し、自律的な生活態度を育成していかなければなりません。

学校給食は、児童生徒の健康な成長を支える上で重要な役割を果たしています。そのため、安全で栄養バランスの取れた食事を提供すると共に、児童生徒が自分たちの住んでいる地域のすばらしさを知る機会ともなる場産物の積極的な使用など、食育活動を通して望ましい食習慣を身に付けさせることが重要です。

（４）未来に生きる教育課程の推進

予測困難な時代を生きる児童生徒が、未来の創り手としてたくましく成長していくためには、社会の変化に対応し、新たな価値を創造する資質・能力を育む教育課程の推進が不可欠です。

グローバル化への対応として、本町では英語教育を先進的に進めています。特に、異文化体験を通じて実践的なコミュニケーション能力を養う「イングリッシュキャンプ」は、令和3年度の開始から令和7年度までに延べ100人を超える生徒が参加するなど、大きな成果を上げています。今後は、外国語教育全体を通して、多様な文化や価値観を尊重する共に社会を築く力の育成がさらに求められていきます。

情報化への対応としては、1人1台端末を効果的に活用し、児童生徒一人ひとりの学習状況に応じた「個別最適な学び」と、他者と協力して課題解決に取り組む「協働的な学び」を一体的に充実させていかなければなりません。デジタル教科書等の多様なコンテンツを活用した情報活用能力の育成も必要です。

また、急速に普及する生成AI^{*1}については、その可能性とリスクを正しく理解し、適切に活用する能力が不可欠となります。

（５）多様な教育的ニーズに応える教育の推進

本町の小学校における特別支援学級在籍率（令和7年4月現在）は11.6%で、北海道の在籍率（札幌市を除く）の約1.8倍となっています。

通常学級における合理的配慮は、各校で創意工夫のもと、小規模校の特性を生かして実施しています。個々の児童生徒の多様化する教育的ニーズに対応した指導・支援を行うため、より専門性の高い内容が求められています。

不登校児童生徒への対応については、令和6年度から試行的な学習支援が始まり、令和7年度には教育サポートセンター準備室が設置される等、体制づくりが進められています。

（６）安全・安心で質の高い学びを支える教育環境の整備

学校教育において、児童生徒の教育を担う教職員の果たす役割は非常に重要で、教職員は、児童生徒の指導者として日々その資質・能力の向上に努める必要があります。本町では、令和3年度から厚真町教育研究所を設置し、町内すべての教職員が参加できる集合型の研修環境を整えて、教職員の資質・能力の向上を目指しています。

昨今の教職員には、様々な教育課題等への組織的な対応が求められ、教科指導や学級運営のほか、学校における校務分掌等の多忙感の軽減が強く求められています。教職員として児童生徒と向き合う時間を確保するためには、円滑で効果的・効率的な学校運営が必要とされています。また、学校の教職員だけでこうした課題のすべてを解決することは困難であり、今後は、あつまるねっと^{*1}等の組織や関係機関、その他の保護者・地域住民等の外部人材の力を積極的に活用していくことも大切です。

GIGAスクール^{*2}構想により、児童生徒の1人1台端末の整備やネットワーク環境の整備が行われ、デジタルドリルやデジタル教科書の活用が進められています。教職員にもICT活用スキルが求められ、今後の課題となっています。

Ⅱ 社会教育の現状

〈国の社会教育の現状〉

2019年頃以降、コロナ禍の影響をきっかけに、学びの場でオンラインと対面を組み合わせる手法が定着しました。公民館・図書館・博物館等では、行事のライブ配信やオンデマンド^{*3}提供が一般化しています。学校と地域のつながりも進み、コミュニティ・スクール^{*4}や地域学校協働活動^{*5}を通じて、放課後の学習支援、外部人材の活用、地域課題を題材にした探究的な学びが広がっています。社会人のリスキリング（学び直し）へのニーズも高まり、高等教育・職業教育との連携や、学習成果の可視化への関心が強まっています。一方で、デジタル環境や働き方、住む場所の違いによる学びの機会格差や、社会教育主事・社会教育士^{*6}・コーディネーター等の不足と高齢化、非常勤

中心の体制が課題となっています。さらに、施設の老朽化、デジタル化投資の遅れ、補助事業への依存による継続の不安定さもあります。

このため、国は「第4期教育振興基本計画（2023～2027年）」に沿って、生涯学習の推進、デジタル活用、地域学校協働の強化、人材育成と処遇改善、だれもが学べる機会の拡大を一体的に進める方針です。具体的には、社会教育士の活用、地域・学校連携の強化、施設のDX化^{※1}、文化・スポーツを生かした学習充実、学び直し支援との連携、成果の見える化、ユニバーサルデザイン^{※2}や多言語対応の推進等が挙げられます。併せて、エビデンス^{※3}に基づいた政策の評価とPDCA^{※4}サイクルの定着、安定財源の確保、施設機能の更新・複合化が進められています。

〈北海道の社会教育の現状〉

北海道では、地域が広く人が分散し、人口が減少している中で、公民館や図書館等が「学び・居場所・福祉・防災」を合わせ持つ多機能の拠点としての役割を強めています。冬の移動の難しさや公共交通の縮小に対応するため、オンライン配信やサテライト会場、出前講座の併用が定着しつつあり、道内の広域連携による共同実施・共同研修も進んでいます。また、胆振東部地震の経験を生かし、防災・減災学習、災害アーカイブ^{※5}の活用等は継続的なテーマとして取り組まれ、地域の安全・安心に資する学びが積み重ねられています。さらに、自然環境や歴史・文化財等の地域資源を生かした学びが各地で行われ、社会教育が地域ならではの資源と結びつくことで、学びの魅力と効果が高まっています。一方で、社会教育主事・社会教育士・コーディネーター等の人材確保・育成は難しく、兼務や少人数の体制のため、企画づくり・実施・広域連携に十分な時間や人手を割きにくい実情があります。地域間のデジタル環境格差、施設の老朽化、多文化・多様性への対応も課題として認識されています。

これらを踏まえ、北海道の主な施策として、オンラインによる効果的な学習や活動方法の普及啓発、道内広域での共同実施・共同研修の推進、防災・減災学習の体系化と学習拠点の災害対応機能の強化、地域資源を活用した多様な体験活動の推進と学校・社会教育の連携強化を進めていくことが求められています。併せて、社会教育士等の人材育成研修の拡充や実践者ネットワークの構築、施設の複合化・DX化の計画的推進、情報発信の多言語化ややさしい日本語対応の強化等に取り組み、地域間格差の緩和と、だれもが参加しやすい学習環境の実現を目指した取り組みが行われています。

〈厚真町の社会教育の現状と課題〉

（1）家庭・地域の教育力

少子高齢化や核家族化の進行により、地域や親族とのつながりが弱まり、家庭が子育てや教育を担う役割は一層大きくなってきています。その一方で、共働き世帯や家庭環境の多様化により、保護者が子どもと向き合う時間が不足し、生活習慣や学習習慣の形

成に十分な関わりを持つことが難しくなっている状況も課題となっています。また、デジタル化や情報化の進展により、子どもたちは多様な情報に触れる機会を得ていますが、家庭における情報モラル^{※1}やリテラシー教育^{※2}は十分に行き届いているとはいえません。そのため、情報の過剰利用やデジタル依存が生活習慣に影響を及ぼすことが懸念されています。さらに、保護者の子育て観や教育観が多様化する中で、しつけや生活習慣の改善が図られにくくなっている状況も見られます。加えて、保護者が子育てに孤立感や不安を抱えることにより、虐待や不適切な養育が発生する等、子どもの健全な成長に影響を及ぼすことも懸念されています。

本町では、乳幼児メディアミニ講座等を通じて、家庭でのメディアコントロールの重要性やデジタル機器に頼らない遊びの効果等、幼児期からの啓発活動を進めています。また、小中学校では情報モラル教室の開催やメディアコントロールチャレンジ^{※3}の実施を通じて、メディアの危険性や安全な利用方法の啓発を行っています。今後は、学校・家庭・関係機関が連携し、情報リテラシー^{※4}教育の充実、家庭で実践しやすい生活習慣改善のノウハウの周知啓発等、だれもが安心して情報化社会の恩恵を受けられる環境づくりや、子どもの健全な生活習慣づくりの支援が求められます。

地域の教育力を支える家庭や地域団体の参画は一定程度見られますが、高齢化や働く世代の多忙化により、学習支援や見守り活動、あつまるねっと^{※5}への参加など、家庭や地域による関わりが難しい状況です。本町では、コミュニティ・スクール^{※6}の展開により、あつまるねっと及び中央地区・厚南地区の学校運営協議会を設置し、地域と学校の情報共有や協議の場を設け、地域住民と共に「学校の応援団」として、学校の困りごとの共有や解決に向けた活動が活性化されてきています。また、放課後活動や地域クラブの整備が進められる中、子どもたちの放課後の居場所や活動はある程度確保されていますが、中学生の居場所機能の担保や地域クラブにおける指導者の育成・確保については課題があります。さらに、保護者や地域住民の参画を促す仕組みや動機づけも不足しており、子どもの社会性や生活力を育む活動が学校中心に偏っていることが課題となっています。

（2）生涯学習活動

現代社会における生涯学習活動は、多様化する社会ニーズや情報化の進展、高齢化の進行等を背景に、ますます重要性を増しています。個々の自己実現や職業能力の向上、地域社会への参画促進といった観点から、生涯学習は個人と社会の双方にとって不可欠な活動と位置付けられています。また、インターネットやスマートフォンの普及により、オンライン学習や情報共有の手段が増え、学習機会の拡大が進んでいます。本町では、社会教育主事や社会教育士^{※7}が中心となり、プレーパーク^{※8}、ディスカバリーカルチャー^{※8}、放課後子ども教室特別教室、厚真未来カレッジ^{※1}、あつひやく^{※2}ミーティング等、子どもから大人までが幅広く参加できる活動を行っています。

一方で、幅広い世代の参加を促しているものの、世代が偏った参加者構成になることも多く、多世代が交わる機会の創出に至っていません。また、高齢化率が38.4%（令和7年10月末現在）と高水準にあり、少子高齢化が進みつつある本町においては、地域の学習活動を担う人材の確保や活動の持続性も課題となっています。さらに、情報化の進展によるオンライン学習の利便性が高まる一方で、デジタルデバイド^{*3}や情報リテラシー^{*4}不足により、十分に活用できない層が存在する点も懸念されています。

このような状況を踏まえ、生涯学習活動の充実には、実情に応じた学習機会の確保や、多世代で集い、「だれでも、いつでも、気軽に参加できる」場づくり、ICTを活用した学習環境の整備、そして学習活動を支える人材の育成やつながりづくりが重要です。加えて、地域住民一人ひとりが学びの必要性や意義を理解し、主体的に学習活動に参加すると共に、学びの成果を発表する機会の創出やその循環にもつながる環境づくりが求められます。

（3）文化・文化財の保存と有効活用

本町では、地域の歴史・文化・郷土資料を活用し、町民の郷土愛醸成や地域活性化に努めています。

軽舞遺跡調査整理事務所は、町の自然、埋蔵文化財、郷土資料等の歴史・文化全般を扱う拠点施設であり、埋蔵文化財の調査・整理業務や明治以降の開拓資料の受け入れ、整備、データ化、適切な環境での保管を継続しています。資料の価値向上には、来歴の調査や整理、クリーニング、保管後の状態確認等の基本的な管理を実施しております。当該施設は、保管整理の事務的施設であり、開館日は平日のみとなっていることから、土日開館を望む声もあります。

また、町内で継承される伝統芸能や伝統儀式は、住民相互の絆を維持すると共に地域活性化に寄与していますが、後継者育成や理解促進のための公開・周知活動の充実がさらに求められています。

文化財関連の普及活用事業では、町内外の人々に本町の歴史や文化財に触れる機会を提供しており、子どもから高齢者まで幅広い世代の参加による多世代交流が行われています。一方で、参加者の固定化傾向が見られ、事業運営に必要な専門知識を有した職員の確保やボランティア育成、多世代型参加の促進も課題となっています。

さらに、軽舞遺跡調査整理事務所を中心とした資料収集・保管・普及活用に加え、令和6年4月に「厚真町アイヌ政策推進計画」を策定し、厚幌ダム建設事業等で見つかったアイヌ民族関連の貴重な出土品を中心に積極的な利活用を進めています。「（仮称）アイヌ歴史文化センター」の整備により、移動手段の限られる子どもや高齢者も気軽に文化財に触れられる機会を増やす必要があります。町内2拠点体制での施設連携や周遊環境の整備を行い、本町を訪れる方々の多様なニーズに対応できる環境づくりが求められています。

(4) スポーツ環境

本町のスポーツ施設は、かしわ公園内のスポーツセンターやスタードーム（全天候型多目的土間体育館）・野球場をはじめ、新町・本郷いこいの森・上厚真パークゴルフ場、上厚真中央公園運動広場、町民スケートリンク等、多岐にわたり整備されています。特にスポーツセンターやスタードームは各種スポーツ大会や合宿等で町外者の利用も多く、町内外の交流の拠点としての役割も果たしています。また、令和5年度に日本陸上競技連盟公認4種ライト陸上競技場として整備された厚真中学校陸上グラウンドは、学校開放事業として町民に日常的に利用されているほか、公認陸上競技大会や大学、競技団体等の合宿誘致や各種教室が開催されることで、地域スポーツの振興と町民の健康づくり、関係交流人口の増加につながっています。一方で、施設の維持や老朽化等に対応した計画的な管理・修繕が求められています。

町内では、スポーツ少年団や中学校・高校部活動、社会人サークル等、世代や種目ごとに多様なスポーツ活動が展開されていますが、世代間交流や団体競技等における世代をまたいだチーム編成の機会が少なく、住民がスポーツに触れる機会が十分とはいえません。また、活動の継続に当たっては、人口減少の影響により、指導者不足や単独活動が困難になってきていることや、広域連携による合同活動時の移動手段確保等の課題があります。また、地域クラブ活動における指導者等の担い手の不足や団体間の連携、統括組織の整備、施設利用の情報提供や周知も十分とはいえず、多世代が気軽にスポーツに親しめる環境・体制づくりが求められています。

第3章 基本理念・基本方針

I 基本理念

II 基本方針

「ともに生き、ともに学び、豊かな心を育む」

第3章 基本理念と基本方針

1. 基本理念

厚真町教育振興基本計画の策定に当たっては、令和8年度から令和17年度までの10年間の基本的な目標を掲げました。

また、計画達成に向けての基本理念は「ともに生き、ともに学び、豊かな心を育む」です。

「ともに生き、ともに学び」とは、情報化社会が進む中、将来の予測が困難な時代において、夢や希望を捨てることなく、様々な人々と励まし合い、支え合いながら、地域の魅力に出会い、お互いの学びを認め合いながら、共生する社会の実現を追求することを意味しています。

「豊かな心を育む」とは、共生する社会において、地域全体で学び合い、支え合うことで、豊かな心が一層醸成され、こうした環境を持続していくことで、地域幸福度を向上させることを意味しています。

この理念に基づき、学校教育や社会教育がそれぞれの分野で、課題解決に向けて取り組むことによって、地域の学びと助け合い、地域を大切に作る心が育まれ、次世代に向けた共生社会の在り方を実現させることを表しています。

2. 基本方針

人生100年時代と言われるこれからの社会において、教育を通じた人づくりがより重要になります。本町では今後10年、幼児教育・義務教育・高等教育の段階を踏まえ、生涯学習・社会教育においてより質の高い教育方針を設定することにより、地域幸福度の高いまちづくりを目指します。その実現に向けて、学校教育、社会教育の各分野で教育施策を推進します。

学校教育 【豊かに学び、多様性を認める心身の育成】

人口減少や超高齢化社会の到来、グローバル化の進展等により、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルは大きく変化しています。

児童生徒には、このような変化の激しい時代において、夢や希望を持ち、様々な困難を乗り越え、多様な価値観を持つ人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長していくことが求められます。

そのために、義務教育の場において、小中学校9年間を通じて将来に活かせる知識と

教養、コミュニケーション能力を身に付ける必要があります。

これからの人生100年時代において、多様な選択肢が予想される社会の構造的変化に対応するため、豊かに学ぶための土台と習慣づくりや様々な価値観が求められる中で多様性を認める寛容性や包容力を養うため、義務教育を通じてその心身の育成を図ります。

社会教育 【出会いと学びの循環】

子どもでも大人でも、学び続けるということは、生きる活力の源になり、いつでも、どこでも、だれでも学習できる環境を整備することにより、地域社会に活気があふれ、より豊かな心が育まれます。

社会教育ではこれまで、各年代で交流・学習できる環境づくりに力を注いできましたが、これからの時代は、個人や社会の多様性が求められるため、様々な出会いが新たな学びの場を創造する循環をキーワードに施策を推進します。

本町の教育資源としては、学校活動の延長にある、子どもを中心とした活動、文化団体活動、図書活動、本町の歴史・文化・伝統の情報発信、文化財の保存、展示と活用、スポーツによる体力・健康づくりや交流を主体とした活動等が挙げられます。

今後は、整備が進められる文化交流施設の図書機能やアイヌ文化関連展示施設等を活用して、多世代が学び、他団体との交流を促進することによって、新しい出会いと学びを循環させ、『生涯にわたり、多世代で交流し・学び・育て合う地域づくりの推進』のために、各目標をつなげ・循環させていく環境づくりを目指します。

第4章 基本体系・目標・施策

- I 施策展開の基本体系図
- II 基本目標・主な施策

第4章 基本体系・目標・施策

1. 施策展開の基本体系図

基本理念 「ともに生き、ともに学び、豊かな心を育む」

基本方針 学校教育 「豊かに学び、多様性を認める心身の育成」

基本目標	主な施策
1 確かな学力の育成、望ましい学習習慣の定着、家庭・地域との連携	(1) 指導方法の工夫・改善
	(2) 小中一貫教育
	(3) かけはし教育
	(4) コミュニティ・スクール
	(5) ふるさと教育、キャリア教育
2 豊かな人間性と社会性の育成	(1) 道徳教育
	(2) 人権教育の推進
	(3) いじめ問題対策
3 心身の健康増進と自己管理能力の促進	(1) 学校体育
	(2) 健康教育・保健指導の充実
	(3) 学校給食
4 未来に生きる教育課程の推進	(1) 英語教育
	(2) 教育D X
	(3) 北海道厚真高等学校への支援
5 多様な教育的ニーズに応える教育の推進	(1) 特別支援教育（教育支援委員会、支援員、介助員）
	(2) 不登校児童生徒対策
	(3) 教育費負担の軽減（育英資金貸付・奨学金給付、就学援助）
6 安全・安心で質の高い学びを支える教育環境の整備	(1) 指導体制の充実
	(2) I C T教育推進事業
	(3) スクールバスの運行管理
	(4) 教育研究所

基本方針

社会教育

「出会いと学びの循環」

基本目標		主な施策
7	「人と人がつながる」子どもを中心に、学校・地域・家庭をつなぐ環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報モラル・デジタルリテラシー学習の推進 (2) 学校・地域・家庭が一体となった地域全体の教育環境整備体制の構築 (3) 青少年の健全育成 (4) 放課後児童クラブ・子ども教室の実施による放課後環境の整備 (5) 人と人がつながる機会の創出 (6) 学校体育施設の有効活用 (7) 厚真高等学校と地域の連携推進
8	子どもも大人も生涯にわたって学び続ける多様な文化の推進と生涯学習体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交流を核とした生涯学習の実施 (2) 文化交流施設の整備・活用 (3) 文化交流施設を核とした出会いと学びの創出 (4) 図書機能の充実 (5) 読書活動の推進 (6) 学校図書との連携 (7) 地域クラブ活動（文化系）の推進 (8) 地域・団体活動の推進
9	文化財を活用した郷土愛の醸成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 郷土資料の記録・保存・保管環境の整備 (2) 地域の伝統文化継承の推進 (3) 埋蔵文化財保護の推進 (4) 文化財施設の整備・周知と活用 (5) 文化財関連普及活用事業の推進
10	心身を豊かにする多様なスポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツ活動の推進 (2) 健康・体力づくりの推進 (3) 地域クラブ活動（スポーツ系）の推進 (4) 各種スポーツ振興団体の支援と連携 (5) スポーツ施設の幅広い有効活用

2. 基本目標・主な施策

本計画では、基本理念、基本方針の達成を目指し、幼児教育、義務教育、高等教育、地域、生涯学習、郷土の歴史、スポーツの各視点から、今後10年間を見通した10の目標を定めます。

基本目標1 確かな学力の育成、望ましい学習習慣の定着、家庭・地域との連携

・学校間、地域、家庭との連携を図りながら、知識と教養を深め、生涯学習の基礎となる習慣を形成します。

【基本目標1】

たしかな学力の育成、望ましい学習習慣の定着、家庭・地域との連携



- 指導方法の工夫・改善
- 小中一貫教育
- かけはし教育
- コミュニティスクール
- ふるさと教育、キャリア教育

(1) 指導方法の工夫・改善

<現状と課題>

・学習指導要領は、文部科学省が教育課程（カリキュラム）の基準を大綱的に定めたものであり、全国の学校で一定水準の教育を保証するためのものです。現行の学習指導要領における「三つの柱」とは、「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」を指します。これらは、児童生徒が学校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を具体的に示したもので、バランスよく育成することが目指されています。よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことがねらいです。

・本町においては、令和3年度に厚真町教育研究所を設置し、児童生徒に豊かな学びを提供できるように、町内4校の教職員が協働して、指導方法の工夫、改善に当たっています。その4校の共通した授業の流れは、探究型「厚真スタイル」です。【課題の設定】—【見通し】—【自力解決・学び合い】—【まとめ】—【振り返り】を通じて、子ども

が主語となる学びを行っています。また、教師は子どもたちが単元を通して何を身に付けたのか、今後どのように学びたいのかを把握して、適切に指導できる学びの伴走者となれるように研鑽を進めていきます。

<今後の方向性>

・厚真町教育研究所学習部会が中心となり、小中4校で共通した指導の在り方を研究すると共に、各校においても自校の児童生徒の実態に応じた実践を行っています。新しい時代に必要となる資質・能力を育成するE S D教育^{*1}推進のため、教職員は、単元を通して身に付けさせたい資質、能力を踏まえ、「教職員が教える」から「児童生徒が学ぶ」という、児童生徒を主語にした授業づくりを目指します。

・知識の詰め込みよりも、課題発見・創造・実践・振り返りを重視し、現実世界の問題を多面的に解決する力を育てるS T E A M教育^{*2}を推進するため、教科等横断的な学習や探究的な学習を実践します。

・全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙における、「(当該教科が)好きである」という回答を高められるよう、児童生徒が意欲的に授業に参加できる授業改善に取り組みます。

<主な施策の詳細事業等>

厚真町教育研究所運営事業

一般管理事業（学校への指導訪問：全国学力・学習状況調査、標準学力検査）

（２）小中一貫教育

<現状と課題>

・小中一貫教育は、平成27年の学校教育法の一部改正等において、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校という大きく2つの形態が制度化されました。

・厚真中学校区と厚南中学校区それぞれで、平成31年4月から併設型小・中学校として、小中一貫教育に取り組んでいます。

・厚真の目指す子ども像―「未来を語る厚真の子」の実現に向け、教育研究所全体会等の場面で、その理念を教職員の間で共有、浸透させてきました。

・今後も異動等により入れ替わる教職員にもその理念を継承させることが重要です。

<今後の方向性>

・「学び」と「育ち」の連続性と系統性を確保し、学校・家庭・地域が相互に連携・協力しながら、多様化、高度化する学習ニーズや地域づくりに対応する等、社会の要請に応える教育課程の実施を目指します。

<主な施策の詳細事業等>

小中一貫教育推進事業

(3) かけはし教育

<現状と課題>

・「幼保小の架け橋プログラム」は、児童生徒に関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての児童生徒に学びや生活の基盤を育むことを目指すものです。文部科学省では、令和4年度から3年間、全国的な架け橋期の教育の充実を図るため、モデル地域における実践等の取り組みを推進してきました。

・町立の小学校2校は、町内2つのこども園と連携を密にし、児童生徒の実態を共有したり、園児を小学校に招いたりして園児との交流をする機会を設けています。

・こども園と小学校の合同会議等を定期的に行い、保育施設と小学校の継続的な対話を確認したり、コミュニティ・スクール^{*1}等を活用したりする等、保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくりを行っています。

<今後の方向性>

・全ての児童生徒のウェルビーイング^{*2}向上の観点から、小学校は、教育課程の編成や指導計画の作成、実施や評価、改善に努めます。

・特別な配慮を必要とする児童生徒への対応が多様化しており、保育施設・小学校と母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化により、切れ目のない支援を実施します。

・心理や福祉、障がい等の専門的知見を有する人材を積極的に活用します。

<主な施策の詳細事業等>

小中一貫教育推進事業

教育支援委員会

(4) コミュニティ・スクール

<現状と課題>

・学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールといいます。コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みです。地域と学校がパートナーとなり、児童生徒の教育に対する課題や目標を共有し、協議（学校運営協議会）や活動（地域学校協働本部あつまるねっと^{*3}）を行うことで、児童生徒の教育活動が充実すると共に、関わる全ての人に様々な魅力が広がっていきます。

・本町においては、平成29年12月にコミュニティ・スクールが導入されました。本町では、「地域と共にある学校づくり」を基盤に、児童生徒が社会を生き抜くために必要な力の育成を目指して、義務教育9年間を見通した学校・家庭・地域の連携と協働による教育の推進を図っています。

<今後の方向性>

・学校や学校運営協議会の意見や要望について、学校運営協議会の中だけで解決するのではなく、地域学校協働本部あつまるねっととも連携、協働し、課題解決に向けた具体的な行動へとつなげ、よりよい学校や地域の在り方を目指して実践につなげます。

<主な施策の詳細事業等>

- コミュニティ・スクール推進事業
- ふるさと教育推進事業

(5) ふるさと教育、キャリア教育

<現状と課題>

・地域での職業観や大人との関わりを通じてキャリア教育を推進しています。特に中学校での地域における職業体験では、地域と生徒との関わりが深まっています。職業体験にとどまらず、ふるさと教育の推進を通じて、児童生徒を取り巻く環境や自身の未来を探究的に考える取り組みも行われています。

・ふるさと教育に関して、中学3年生時に発表会を行っています。地域の方々を招き、自身の未来や自分を取り巻く地域の未来を語ることを通して、自分や地域のよさを再確認する機会を作っています。課題は、発表することがゴールであるという意識が、子どもたちにも、教員にもまだ残っていることです。「未来を語れる厚真の子」というめざす子ども像を理解し、身の周りの課題点を自分事として捉え、その解決に向かって探究活動を進めることで、ふるさとである厚真町や、自分の未来を語る事が求められています。

<今後の方向性>

・ふるさと教育（地域理解・教科の横断的かつ探究的な学習）とキャリア教育（自己理解・社会理解）を統合することで、学びの当事者として、一人ひとりが自らの未来に向けた問いや課題、興味をもち、自分の人生の舵取りをする能力を身に付けることにつなげます。

・地域ならではの自然、歴史、文化、産業等を学び、ふるさとへの理解を深め、職業体験等を通じて地域での職業観を学び、多様な選択肢の中からキャリア形成していく力を育成します。

・「地域の一員」として、課題を見つけ、見通しをもち、小さな実践（提案・制作・運営）を行い、振り返るという探究のサイクルの機会を設けます。

・社会科副読本の作成（改訂）。

<主な施策の詳細事業等>

- ふるさと教育推進コーディネーター

基本目標2 豊かな人間性と社会性の育成

- ・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共により良く生きるための基盤となる道徳性を養います。
- ・いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にあります。対応の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、早期の組織的対応と関係機関との連携の推進等防止対策の強化を図ります。
- ・問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を行います。

【基本目標2】

豊かな人間性と社会性の育成



- 道徳教育
- 人権教育
- いじめ問題対策

(1) 道徳教育の推進

<現状と課題>

・担任だけではなく、学校全体で道徳の授業を行うと共に、教育活動全体を通じて道徳教育が推進されています。規範意識や生命を大切にする心、思いやりの心の育成は、各校の教育活動の重点にも位置付けられ、教育活動全体を通して、人間関係の構築を大事に指導に当たっています。

<今後の方向性>

- ・教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図り、多様な価値観を認め合い、他者と共生するための心の基盤を形成します。
- ・道徳教育を通じて、思いやりの心や豊かな情操、社会のルールを守る態度を育成すると共に、自己有用感^{*1}や自己肯定感^{*2}を高める取り組みを充実していきます。
- ・多様な他者との交流や協働を通して、他者を認め、良好な関係を築く社会性を身に付けるため、コミュニケーション能力や豊かな表現力を育むための教育活動を推進します。
- ・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共により良く生きるための力を育みます。
- ・自己を見つめ、物事を広い視野から多面的、多角的に考え、自己や人間としての生き

方についての考えを深める自己啓発を促進します。

<主な施策の詳細事業等>

教育振興推進事業（道徳教育）

（２）人権教育の推進

<現状と課題>

・教育活動全体を通じて、児童生徒が人権の基本的な考え方を確実に学び、いじめや差別等の具体的な問題に対して、公正な判断の下に行動できる力を育成しています。

<今後の方向性>

・いろいろな違い（性別、個性、家族、文化、容姿、国籍等）を認め合い、公正さの感覚を育てます。

・人権の普遍的な価値である個人の尊厳、自由、平等を基本に、多様性や連帯の重要性について歴史的・国際的な視点から理解を深めます。この学びを土台とし、学校・地域・オンラインのあらゆる場面で、自らの考えを主体的に表明し、対話を通じて合意形成を図ると共に、いじめや差別を許さず傍観者にならない正義感と行動力を育成します。

<主な施策の詳細事業等>

教育振興推進事業（インクルーシブ教育※¹）

（３）いじめ問題対策

<現状と課題>

・いじめを重大な人権課題として位置付け、予防・早期発見・継続的な支えをバランスよく進めています。

・小中学生で表面化しにくいいじめが増える現状を踏まえ、児童生徒の気持ちに寄り添い、互いを認め合う関係づくりを大切にしています。

・児童生徒の理解は、これまでの定期的なアンケートを生かしつつ、アプリケーションの活用も視野に、無理なく続けられる形を整えています。

・学校・家庭・地域が温かく連携し、対話と学びを重ねることで、沈黙や同調に流されない、思いやりと責任ある行動が育つ学級・学校の風土を育成しています。

<今後の方向性>

・町、学校の基本方針を軸に、未然防止から早期発見・解消までの流れを丁寧に積み重ねていきます。

・人権教育を、学習と生活の両面で根付かせ、相談につながる雰囲気をつくります。

・友達関係づくりや学校の温かな雰囲気づくりを大切に、児童生徒自身が関わりを広げる力を育みます。

・不登校を含む多様な困りごとに寄り添い、切れ目のない支えを重ねます。

・児童生徒理解の取り組みは定期的なアンケートや将来的にアプリケーションの導入

も視野に入れ、無理なく続けられる形で進めていきます。

<主な施策の詳細事業等>

いじめ問題対策連絡協議会

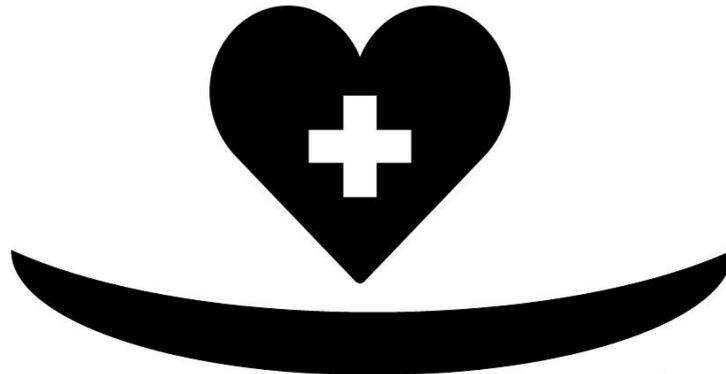
一般管理事業（校内いじめ対策委員会、アプリケーション（心身の健康観察）の導入）

基本目標3 心身の健康増進と自己管理能力の促進

・生活習慣や食習慣の改善や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図るとともに、自己管理能力を促進させます。

【基本目標3】

心身の健康増進と自己管理能力の推進



■学校体育
■健康推進
■学校給食

（1）学校体育

<現状と課題>

・最新（令和7年度）の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本町の児童生徒の体力合計点は、小学校男子以外で全国平均に届いていないものの、小・中学校の男子は昨年度との比較において上昇する等改善の傾向が見られます。

・一人ひとりが自らの体力に関心を持ち、運動の楽しさを実感できるような指導や環境づくりが不可欠であり、体力・運動能力の向上と、生涯にわたって運動に親しむ習慣の定着を両立させることが今後の大きな課題となっています。

<今後の方向性>

・児童生徒が運動やスポーツを通じて体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣を身に付ける取り組みを推進します。

<主な施策の詳細事業>

一般管理事業（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）

(2) 健康教育・保健指導の充実

<現状と課題>

・心身の健康は学力の向上につながっていきますが、そのためには、子どもの頃からの健康教育が重要になってきます。

・令和7年度全国学力・学習状況調査で、本町の小学生は「朝食を毎日食べる」「毎日同じくらいの時刻に寝る」と回答した児童生徒が、全国平均と比べてやや低い傾向にあり、「自分にはよいところがあると思う」「普段の生活の中で、幸せな気持ちになる」の回答も同様に全国平均よりやや低い傾向にあります。

・中学生では、「朝食を毎日食べる」と回答した生徒は全国平均より高い傾向にありますが、「毎日同じくらいの時刻に寝る」「自分にはよいところがあると思う」「普段の生活の中で、幸せな気持ちになる」の回答は低い傾向にあります。

<今後の方向性>

・健康教育を生かしたり、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携した保健指導を充実させたりしながら、心身共に健やかな児童生徒を育成していきます。

・本町の児童生徒の自己有用感^{*1}や幸福感を高めるためにも、健康教育や保健指導を充実させ、児童生徒が将来、なりたい大人に成長していけるようサポートしていきます。

<主な施策の詳細事業等>

教育振興推進事業

(3) 学校給食

<現状と課題>

・学校給食は、児童生徒の健康な成長を支える上で重要な役割を果たしています。そのため、安全で栄養バランスの取れた食事を提供すると共に、食育活動を通して望ましい食習慣を身に付けさせることが重要です。

・食物アレルギー対応給食は、令和5年からアレルギー専用調理室で調理を開始し、さらに安心・安全な提供に努めています

・児童生徒が自分たちの住んでいる地域の素晴らしさを知る機会を提供するため、地場産物を積極的に使用しています。

・児童生徒が食事という体験を共有することで、つながりを深め、心身の健康を高める豊かなコミュニケーション能力を育成しています。

<今後の方向性>

・学校給食センターは建設から25年が経過し建物の老朽化が進んでいます。施設並びに厨房機器の日常点検を確実にを行い、給食を確実に提供できるように努めます。

・異物混入マニュアルを整備し、異物混入が発生した場合に早急に対応できる体制を構築します。

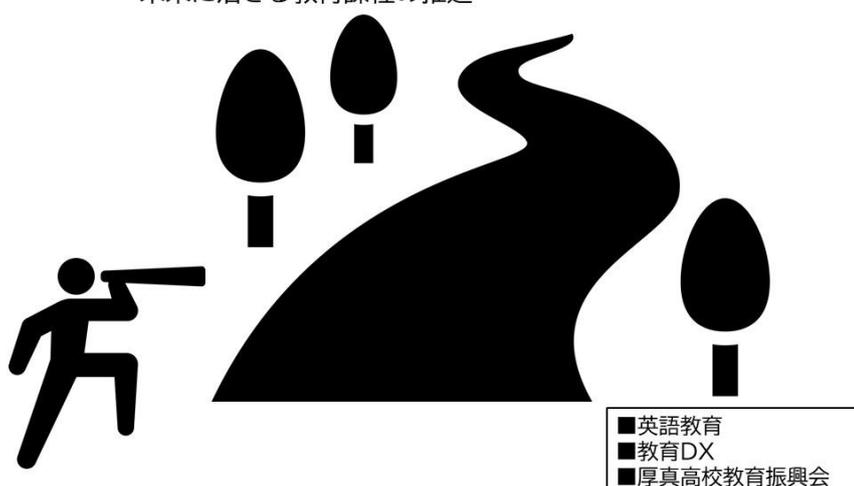
<主な施策の詳細事業等>

基本目標4 未来に生きる教育課程の推進

- ・新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた授業（英語教育・教育DX^{※1}）を推進します。
- ・伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛するとともに、国際社会に対応できる語学力、異なる文化・価値を認め合う関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成します。

【基本目標4】

未来に生きる教育課程の推進



（1）英語教育推進

<現状と課題>

- ・ALT（外国語指導助手）については、2人を各小中学校に配置し、児童生徒との交流を通じて日常から自然な形で英語を使用し、英語に親しむ機会をつくっています。
- ・令和3年度から厚真町イングリッシュキャンプを実施し、令和7年度までに延べ109人の生徒が参加しています。事業開始から5年経過したことから、さらなる充実を図るための事業の方向性について検討する必要があります。

<今後の方向性>

- ・英語教育を推進して、国際社会に対応できる語学力を育成すると共に、英語を学習することが楽しいという児童生徒の育成を推進します。

<主な施策の詳細事業等>

- 英語教育推進事業
- 外国青年招致事業
- 英語指導助手配置事業

(2) 教育DX^{※1}

<現状と課題>

・整備された1人1台端末を用いて、デジタル教科書や学習支援ツール（Google Classroom）を授業に活用しています。課題として、教職員のICT活用スキルには個人差が大きく、学校により差が見られます。

・生成AI^{※2}については利用基準が整備されておらず、児童生徒の利用には至っていません。

<今後の方向性>

・研修を通じて、教員がデジタルとアナログのそれぞれの良さを十分に理解した上で、ベストミックスした活用ができるように進めます。

・生成AIの利用に向けて、AIが生成した情報が正しいか判断できる情報リテラシーの指導を盛り込むなどの利用基準を整備します。

・AIを活用した個別学習支援や、児童生徒一人ひとりの進捗に合わせた学習を提供します。

<主な施策の詳細事業等>

ICT教育推進事業

(3) 北海道厚真高等学校への支援

<現状と課題>

・北海道厚真高等学校は、地域の人材を育成する場であり、本町のまちづくりや地域の活力を生み出す大切な役割を担っています。

・現在、北海道厚真高等学校は地域連携特例校として、地域の教育資源を積極的に活用した教育活動を推進していますが、将来も地元の高校として、学校と地域が連携・協働をより一層充実させるためには、入学者の確保は重要な課題であり、地域と結びついた魅力ある教育支援が求められています。

<今後の方向性>

・公共交通機関を利用する生徒に対する通学費用や就職・進学に有利な資格取得に係る検定経費を補助することで、厚真高校の入学者の確保に貢献します。

<主な施策の詳細事業等>

各種団体補助事業（北海道厚真高等学校教育振興会）

基本目標5 多様な教育的ニーズに応える教育の推進

- ・様々な障がいや不登校など、多様な教育的課題を抱えた子どもたちに対応する必要があります。個々の児童生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成し活用するなど、学校や行政がチームとなり子どもを支援します。
- ・だれ一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進します。
- ・ノーマライゼーション^{※1}の理念に基づくインクルーシブ教育^{※2}の推進を行います。
- ・教育費負担の軽減を目指します。

【基本目標5】

多様な教育的ニーズにこたえる教育の推進



- 特別支援教育
- 不登校児童生徒対策
- 教育費負担の軽減

(1) 特別支援教育

<現状と課題>

・本町の小学校における特別支援学級在籍率（令和7年4月）は11.6%で、北海道の在籍率（札幌市を除く）の約1.8倍となっています。初等教育段階で、配慮が必要な児童生徒にきめ細やかな教育支援を行うためのスクリーニング^{※3}が行われているといえますが、教育的ニーズの検討においては、地域事情により多機関・多職種によるエビデンス^{※4}に基づいた協議が十分とはいえないのが実情です。

・特別支援学級の在籍率が高い要因としては、知的障がい以外の障がい種別もあるため、特別支援学級在籍率と療育手帳等取得率との関連性の考察は難しいが、①初等教育段階からの適切な支援による成長段階にあり、手帳取得に至っていない、②町内に最善の教育・支援機関がないため町外に転出、③関係機関との連携が不十分なため必要な制度活用に至っていない等が考えられます。今後は福祉部局と連携しながら、これらの要因について検証していく必要があります。

・特別支援学級の在籍率が高い要因については、現時点では明らかになっていないため、今後の検討課題です。未就学児童の早期療育、各種手帳取得や障がい福祉サービス利用

状況との関連性からも要因を分析し、児童生徒にとって適切な学びの場となっているのか検証していく必要があります。

・通常学級における指導支援は、各校で創意工夫の下、小規模校の特性を生かしながら、合理的配慮の下、細やかに実施されています。通常学級の児童生徒においても、特別支援教育支援員及び介助員が効果的に指導支援を行うことができるよう、通級指導教室入級児童生徒を中心とした教育的ニーズの検討を充実させていくことが重要です。

・通級指導教室入級児童生徒においては、各校で小規模校の特性を活かし、個の特性に応じた指導支援が行われています。誰一人取り残されないため学びの実現に向けて、個々の児童生徒の教育的ニーズの検討を充実させていくことが重要です。

・個々の児童生徒の教育的ニーズに対応した指導・支援について、より専門性の高い内容が求められています。

<今後の方向性>

・学びの場の決定や変更において、多角的な視点から個々の児童生徒の教育的ニーズを検討できる体制整備を行います。

・早期の段階から、将来を見据えた学びの環境を提供できるよう、関係機関との連携やチーム支援を推進します。

・インクルーシブ教育^{*1}推進のため、特別支援教育担当教職員にとどまらず、教職員全体への特別支援教育に関する研鑽、多機関との連携・協働の機会をつくることに努めます。

<主な施策の詳細事業等>

厚真町教育支援委員会

厚真町教育研究所特別支援教育部会

特別支援教育支援員配置事業

特別支援教育介助員配置事業

(2) 不登校児童生徒対応

<現状と課題>

・全国の不登校児童生徒数は令和6年度まで12年連続で増加しており、本町においても対策を求められています。

・令和6年度に試験的に学習支援を実施したことで、基礎学力の補充、学校における成績評価の一助となり、また、児童生徒の居場所づくりにもなりました。

・令和7年度に教育サポートセンター準備室を設置し、体制づくりが始まりました。

<今後の方向性>

・教育サポートセンターとして、正式な事業へ移行します。

・不登校の未然防止（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、継続的な支援（三次予防）に努めます。

・「学校に登校する」という結果のみを求めるのではなく、不登校の期間を休養や自己を見つめ直す等の積極的な意味を認め、教育機会を確保し、社会的自立を支援します。

<主な施策の詳細事業等>

教育サポートセンターの設置・運営（R 8以降の予算）

（3）教育費負担の軽減

<現状と課題>

・進学後の授業料や生活費の高騰により、育英資金の需要は大きくなっています。
・経済的理由により教育の機会を左右されないよう、法律に基づき、援助を必要とする世帯を適切に扶助しています。

<今後の方向性>

・育英資金を必要とする対象者に広報等での周知を充実させます。

<主な施策の詳細事業等>

育英資金貸付・奨学金給付事業

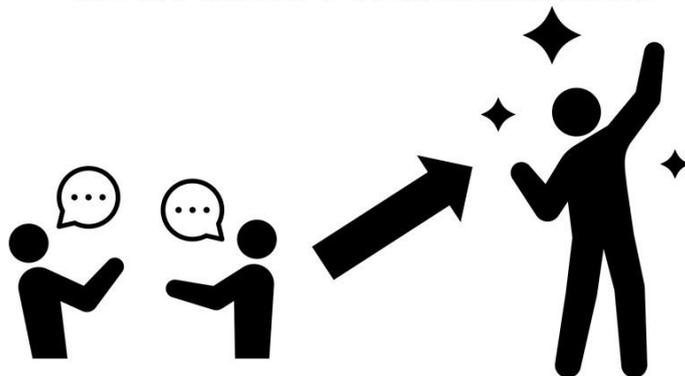
教育振興推進事業（就学援助）

基本目標6 安全・安心で質の高い学びを支える教育環境の整備

・教職員の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校における働き方改革の推進、校務DX^{※1}を推進し、指導・運営体制の充実を図ると共に、児童生徒の通学や学校活動における安全・安心の確保を図る必要があります。

【基本目標6】

安全・安心で質の高い学びを支える教育環境の整備



- 指導体制の充実
- ICT教育推進
- スクールバス運行管理
- 教育研究所

（１）指導体制の充実

<現状と課題>

・学校教育において、児童生徒の教育を担う教職員の果たす役割はとても重要で、教職員は、児童生徒の指導者として日々その資質・能力の向上に努める必要があります。本町では、令和3年度から厚真町教育研究所を設置し、町内すべての教職員が参加できる集合型の研修環境を整えて、教職員の資質・能力の向上を目指しています。

・教職員は昨今、様々な教育課題等への組織的な対応が求められ、教科の指導や学級運営のほか、学校における校務分掌等の多忙感の軽減が課題となっています。教職員として児童生徒と向き合う時間を確保するためには、円滑で効果的・効率的な学校運営が必要となっています。また、学校の教職員だけでこうした課題のすべてを解決することは困難であり、今後は、あつまるねっと^{*1}等の組織や関係機関、その他の保護者・地域住民等の外部人材の力を積極的に活用していくことも大切です。

<今後の方向性>

・人事評価制度を活用し、教職員の公正な人事管理や資質能力の向上に取り組みます。

・教職員の経験や能力、職層に応じた研修等の充実や特色ある教育活動、学校課題に応じた研修機会の確保を図る等、計画的・系統的な教職員の育成に取り組みます。

・教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、校務支援システムの活用を図って校務の効率化を進めると共に、総合型地域文化・スポーツクラブの設立を通して、部活動の地域展開を推進し、業務のスリム化、効率化に向けて改善・見直しを進めます。

・経験豊かな教職員の専門的な知識や技能等を若い世代の教職員に継承できる環境づくりに取り組みます。

・地域内外の多様な人材を積極的に活用し、教職員の人材育成や校務のサポートを行い、教職員の負担軽減を図ります。

<主な施策の詳細事業等>

一般管理事業（人事評価制度の充実：教職員研修の充実：公開研究会や教育研究活動の支援：胆振教育局の指導監及び指導主事学校訪問の活用：校務支援システムの有効活用：学校支援本部事業等の活用：教職員の服務規律の徹底：教職員の心身の健康保持）

（２）ICT教育推進事業

<現状と課題>

・GIGAスクール^{*2}構想により、児童生徒の1人1台端末やネットワーク環境の整備が行われ、デジタルドリルやデジタル教科書の利用が進められています。デジタルドリルの活用については、教員がその有効性を認識し、授業や家庭学習の場面で活用させられるかの理解を深めることが課題です。

・教職員のICT活用スキルには個人差が大きく、ICT活用に関して学校により差が見られます。

<今後の方向性>

- ・ICT支援員の活用により、ICT活用スキルを育成します。

<主な施策の詳細事業等>

ICT教育推進事業

(3) スクールバスの運行管理

<現状と課題>

・スクールバスは、遠距離通学児童生徒の通学手段として重要な役割を担っています。毎年度、通学実態を把握し、運行路線を見直すことで通学条件の維持・整備に努めており、乗降時の安全確保や車内指導など日々の安全管理も徹底しています。

・一方で、降雪時など悪天候下では、道路状況の悪化による運行の遅延や事故のリスクが高まるという課題も抱えています。そのため、いかなる状況下でも児童生徒の安全を確保し、安心して利用できるスクールバスであり続けるための運行・管理体制のさらなる強化が求められています。

<今後の方向性>

・毎年度、遠距離通学児童生徒の実態を把握し、遠距離通学児童生徒の通学条件の整備を維持します。

・児童生徒の通学や学校活動における安心・安全を確保したスクールバスの運行・管理に努めます。

<主な施策の詳細事業等>

スクールバス運行管理事業

(4) 教育研究所

<現状と課題>

・本町における教育の振興と教育水準の向上、さらなる小中一貫教育の推進を図ることを目的に、令和3年度に厚真町教育研究所を設置しました。この研究所での取り組みを通して、児童生徒に豊かな学びを提供できるように、町内4校の教職員が協働して、指導方法の工夫・改善に当たっています。

・令和8年度には小中一貫教育研究大会を計画しています。これは令和4年度から4年ごとの開催としているものです。そのねらいは、本町における小中一貫教育の取り組みを研究所員が相互に参観し合うことでその進捗を確かめるものとしています。

・令和8年度の小中一貫教育研究大会では、厚真中学校区、厚南中学校区の小・中学校が2日間の日程で他方の校区に向けた公開を予定しています。

<今後の方向性>

・在籍する教職員数や必要と思われる研究内容等に応じて、設立当初からの部会構成等についての見直しを継続していきます。また、現場の教職員の声を研究所運営委員が拾

い、反映させながら、子どもたちにとってより良い教育の提供と教職員の専門性の向上が図られるように進めていきます。

<主な施策の詳細事業等>

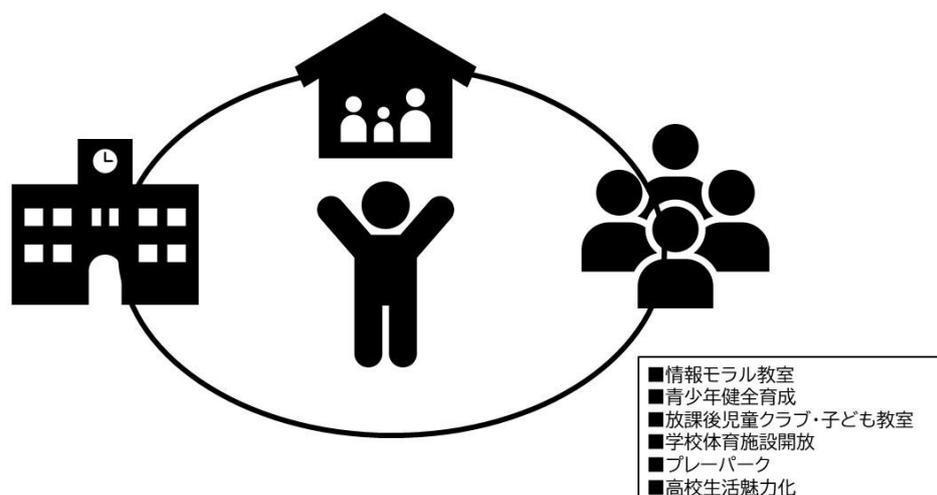
厚真町教育研究所運営事業

基本目標7 「人と人がつながる」子どもを中心に、学校・地域・家庭をつなぐ環境の充実

- ・学校と家庭での子どもたちの健全な育成を推進するため、これまでの活動を継続しつつ、プレーパーク活動などで地域とのつながりを一層強め、互いに育て合える環境づくりに努めます。
- ・これまで子ども主体になりがちだった事業を、今後、整備予定の文化交流施設を利用することによって「多世代にわたって人をつなぐ、出会いを創出する効果」の拡大を目指します。

【基本目標7】

「人と人がつながる」子どもを中心に、学校・地域・家庭をつなぐ環境の充実



(1) 情報モラル^{*1}・デジタルリテラシー^{*2}学習の推進

<現状と課題>

- ・急速に情報化社会が進み、インターネットやスマートフォンは生活や学習に不可欠な存在となっています。一方で、デジタルメディア^{*3}に触れる機会の低年齢化が進み、家庭での情報モラルやデジタルリテラシー教育も十分とはいえないことから、だれもが安心して情報化社会の利便性を享受できる環境づくりが必要となっています。
- ・メディアサポートプロジェクトによる情報モラル教室の開催や、メディアコントロールチャレンジ^{*4}の実施を通じて、児童生徒に対してメディアの危険性や安全な利用方法の啓発を行っています。
- ・子育て支援センターでの乳幼児メディアミニ講座や、就学時健診における新入学児童

保護者向けセミナーを通じ、家庭におけるメディアコントロールの重要性や、デジタル機器に頼らない遊びの効果伝える等、幼児期からの啓発活動を進めてきました。

・家庭における生活習慣改善の実践には、保護者が気軽に取り組める具体的な方法の周知が不足し、メディアコントロールチャレンジの参加者は年々減少しており、取り組みの持続性が課題となっています。

・乳幼児期から学齢期まで一貫した取り組みとなっておらず、子育て支援センターや小中学校等との連携強化が求められます。

<今後の方向性>

・家庭でのメディアコントロールの方法や生活習慣改善のノウハウを分かりやすく周知すると共に、乳幼児期から学齢期まで一貫した取り組みを推進していきます。

・子育て支援センターや小中学校、教育機関が連携して啓発活動を展開し、子どもの健全な生活習慣づくりを支援していきます。

<主な施策の詳細事業等>

青少年健全育成推進事業

(2) 学校・地域・家庭が一体となった地域全体の教育環境整備体制の構築

<現状と課題>

・コミュニティ・スクール^{※1}を展開する上で、あつまるねっと^{※2}及び中央地区、厚南地区の学校運営協議会を設置しており、地域と学校の情報共有や協議の場を設け、学校運営について、地域住民と共に、「学校の応援団」として、学校の困りごとを共有することにより、解決する動きが活性化されてきました。

・現状では教育委員会が中継地点として主導している部分が多くあり、仕組みが自走していく「地域の主体性」、「学校の主体性」が十分に発揮されていない状態です。

<今後の方向性>

・地域や学校の主体性がさらに発揮されるコミュニティ・スクールの運営が図られるように事務局機能等の体制整備を検討していきます。

<主な施策の詳細事業等>

学校運営協議会

ふるさと教育推進事業

(3) 青少年の健全育成

<現状と課題>

・青少年の健全育成とは、子どもたちが心身共に健やかに成長し、思いやりや社会性を身に付けながら自立していくことを目指す取り組みです。

・「ひなんの家」、「子どもを守るパトロール」の幟（のぼり）や看板の設置、「長期休業中の児童生徒の生活のきまり」の全戸配布等、地域全体で子どもたちを見守る取り組み

により、子どもたちの健全な生活習慣づくりや非行防止、犯罪抑止に一定の効果が見られます。

・学校や家庭、地域、育成団体が協力して取り組む機会が十分に整っていないことから、あつまるねっとや学校運営協議会と連携し、地域全体で健全育成活動を推進していく必要があります。

<今後の方向性>

・あつまるねっと^{*1}及び中央地区、厚南地区の学校運営協議会との連携を軸に、学校・家庭・地域・育成団体が一体となって健全育成活動に取り組み、地域全体で子どもたちを見守る体制を拡充していきます。

<主な施策の詳細事業等>

青少年健全育成推進事業

(4) 放課後児童クラブ・子ども教室の実施による放課後環境の整備

<現状と課題>

・放課後児童クラブと放課後子ども教室においては、「両事業の強みを生かしながら、児童が放課後の居場所を自ら選択できる」ことを第一に考え、全ての子どもたちの放課後の居場所を確保すると共に、子どもの主体性を育むために取り組んでいます。

・放課後児童クラブ支援員の慢性的な不足、国の運営指針に応えるための専門職の必要性、中学生の居場所機能の確保が課題となっています。

<今後の方向性>

・放課後児童クラブについては、中学生の居場所機能をどのように確保するかを検討するほか、多岐にわたる子どもの特性に対して、様々な関係機関と連携しながら取り組むための体制構築、支援員の資質向上に向けた専門的な研修等の実施に努めます。

・放課後子ども教室については、通常教室（平日160日分）を継続すると共に、年6回程程度の特別教室において、今後、整備予定の文化交流施設の運営も見据えた多世代を対象とした事業展開を検討していきます。

<主な施策の詳細事業等>

放課後児童クラブ運営事業

放課後子どもセンター管理事業

冒険の杜管理運営事業

放課後子ども教室開催事業

(5) 人と人がつながる機会の創出

<現状と課題>

・社会教育事業における各種イベント等は、基本的に申し込み制で、参加するまでに「①申し込みをする」、「②参加する」という2つのハードルがあります。そのため、「だれ

もが、いつでも、気軽に参加できる」機会や場が少ない状態です。

・令和7年度から始まった「あつまでプレーパーク※2」では、申し込み制をとらず、人目につく場所を選定し、参加者を子どもに限定せず、子どもから大人まで集まれる場づくりを提供しています。

<今後の方向性>

・「教育」とは、子ども対象のイメージが先行されがちですが、生涯学習という観点で、子どもから大人まで世代を問わず集い、地域住民全体で顔見知りを増やし、人と人とのつながりを生み出す「場づくり」を目指します。

<主な施策の詳細事業等>

生涯学習振興事業

(6) 学校体育施設の有効活用

<現状と課題>

・体育館、グラウンドを平日夜間、週末に町民のスポーツ団体、文化団体へ開放しています。施設の有効活用により利用者数も増加しており、住民相互の交流、自主活動のさらなる促進につながっています。

・各学校施設の利用については、各団体の利用への公平性や受付時の優先順位をどのように扱うかが、今後の課題となります。

<今後の方向性>

・これまでの少年団等の自主活動利用を維持しつつ、新たに創設される「総合型地域文化・スポーツクラブ」と学校の体育施設連携が円滑に行えるよう努めます。

<主な施策の詳細事業等>

学校開放事業

地域スポーツ活動振興事業

(7) 厚真高等学校と地域の連携推進

<現状と課題>

・令和4年度から本格的に運営されている公営塾「よりみち学舎」は、これまで大切にしてきた厚真高校生にとっての魅力ある高校生活に対しての居場所機能に加え、「伴走」をコンセプトに、生徒一人ひとりに寄り添った関わりを継続しています。

<今後の方向性>

・令和6年度からのコーディネーターの配置による総合的探究の時間の地域密着型カリキュラムの構築、公営塾拠点整備等、新たな動きも出てきており、厚真高等学校、公営塾、地域が一体となった、さらなる地域に根差した高校生活の魅力化を目指します。

・今後は、厚真高校生だけではなく地域の方々が集い、高校生との交流が図れる「場」

を目指した体制構築を検討していきます。

・町内からの進学者の増加に向け、町内の中学生への厚真高等学校魅力化プロジェクトに関する説明会の実施等、「選ばれる学校」を目指した情報発信の機会を創出していきます。

<主な施策の詳細事業等>

厚真高校活性化促進事業

地域おこし協力隊（教育魅力化支援員）

基本目標8 子どもも大人も生涯にわたって学び続ける多様な文化の推進と生涯学習体制の整備

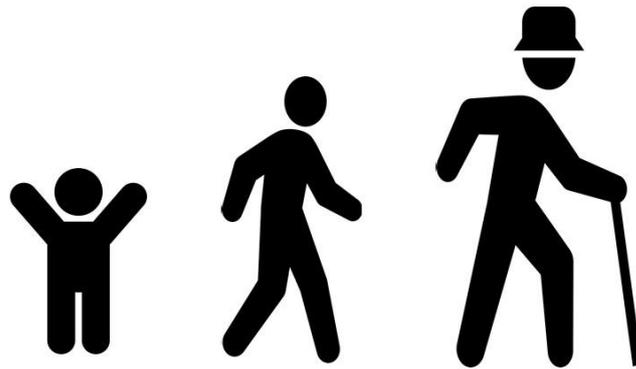
・これまでは各団体、事業が個々で学びを充実させるよう工夫してきましたが、これからは、それぞれの学びをより「共有化」し、多様な交流を増やすことにより、「新しい出会い」と共に「新しい学び」を創出できる環境整備を目指します。

・今後、整備予定の文化交流施設を核とした出会いの場を創出するため、子どもは学校活動から一歩踏み出した活動、大人は文化団体や生涯学習活動、そして、子どもから高齢者まで多世代で学べる場として図書機能も一体化して進める必要があります。

・図書活動についても、多様な学習活動と関連付け、地域づくりの一環として町民等の積極的な参画の機会作りに努めます。

【基本目標8】

子どもも大人も生涯にわたって学び続ける多様な文化の推進と生涯学習体制の整備



- 生涯学習振興
- 文化交流施設の整備、活用
- 図書機能の充実
- 読書推進、学校図書
- 地域クラブ活動(文化)
- 団体補助事業

(1) 交流を核とした生涯学習の実施

<現状と課題>

・現在取り組んでいる社会教育事業はプレーパーク^{※1}、ディスカバリーカルチャー^{※2}、放課後子ども教室特別教室、厚真未来カレッジ^{※3}、あつひやく^{※4}ミーティング等、子ど

もから大人までが幅広く参加できる運営を行っています。

・実際は、子どもと子育て世代だけ、大人だけという参加者構成になることが多く、多世代が交じり合うような場面を十分に創出できていない現状です。

<今後の方向性>

・今後、整備予定の文化交流施設の供用開始に向けて、多世代で集い、「だれでも、いつでも、気軽に参加できる」場づくりを目指します。

・既存の事業を生かしながら、人と人がつながり、地域住民が主体的に学びの場を作っていくための施策を展開します。

・参加者として学ぶだけではなく、学んだ成果を発表する機会も合わせて生み出すことで、参加から参画へつながるような働きかけを検討します。

<主な施策の詳細事業等>

生涯学習振興事業

(2) 文化交流施設の整備

<現状と課題>

・公民館や図書室としての機能を有する青少年センターでは、蔵書の充実、図書の貸出や移動図書の実施等を通じた読書活動の推進や文化団体等の活動拠点の提供を行ってきました。

・近年、施設の老朽化が著しくなってきたことから、役場庁舎をはじめとする庁舎周辺等整備計画の一つとして、新たな文化交流施設の建設整備が進められています。

・ヒト、モノ、コトをつなぐ図書スペースを施設の核として、民族共生の理念に基づく厚真のアイヌ文化を発信する「(仮称) アイヌ歴史文化センター」、震災の記憶やその後の取り組みを発信する「(仮称) 震災アーカイブ」、町民の様々な活動の発表の場としての多目的スペース等の施設が「ひろば」と一体となった文化交流施設の整備に期待が寄せられています。

<今後の方向性>

・様々な機能が連携・融合した施設づくりのため、図書、研修、歴史、文化、交流の機能が複合的に融合し、新たな活動や交流の創出を育む環境づくりを目指します。

・施設と広場が一体となった「まちのリビング」づくりのため、施設の有効的な配置や町民にとっての「居場所」となる快適な空間の形成を目指します。

・町民が参画できる施設の運営・活用のため、計画・施工段階から町民自らが参加し、運営に携われる仕組みを検討します。

<主な施策の詳細事業等>

文化交流施設整備事業

(3) 文化交流施設を核とした出会いと学びの創出

<現状と課題>

- ・町内における多世代交流の機会は限られており、世代を超えた幅広い生涯学習交流の機会が十分に提供できていません。
- ・現在の文化施設や庁舎周辺の空間は個々の活用に留まっており、町民にとっての居場所や日常的な交流の拠点としての利用が進んでいないのが現状です。
- ・文化団体や地域人材が持つ知識や技術を生かした学習、交流の仕組みが体系化されておらず、行政、団体、住民間の連携も十分とはいえず、新しい活動の創出や既存の活動の継続が難しいという課題があります。

<今後の方向性>

- ・図書、研修、歴史・文化等の施設が有する多様な機能を活用し、子どもから高齢者までの幅広い世代が参加・交流できるワークショップや学習会の定期的な開催のほか、新たな活動の創出を目指します。
- ・地域資源、人材を活用した学習プログラムを町民と共に整備し、町民が地域の魅力や歴史文化に触れる機会を提供することで、地域文化への誇りと愛着（シビックプライド※¹）の醸成につなげます。

<主な施策の詳細事業等>

生涯学習推進事業

図書一般事業

文化財保護事業

（仮称）アイヌ歴史文化センター整備事業

(4) 図書機能の充実

<現状と課題>

- ・近年の物価高騰に伴い書籍の価格も上昇し、新刊書籍の購入点数が限られる状況が続いている中、町民のニーズ等を踏まえた新刊を購入し、蔵書の充実を図っています。
- ・ICT（情報通信技術）やデジタルコンテンツの活用が十分に進んでおらず、オンラインサービスや電子書籍の導入等、時代のニーズに即したサービス提供に課題があります。
- ・読書バリアフリー法※²の施行により、音訳資料等の障がい者対応が可能な資料の導入や手話サークル等と連携した運用の工夫が課題となっています。

<今後の方向性>

- ・さらなる蔵書の充実を図るため、町民のニーズを広く把握し、様々な分野の資料の収集や蔵書構成の工夫に努めます。
- ・電子書籍はメリット・デメリットを十分に検討した上で、積極的な導入を進め、図書サービスの新たな一分野として安定的な運用を目指します。

・点字資料や拡大図書、デジタル端末の導入等のハード整備のほか、朗読会等の多種多様な環境整備や運用を検討し、高齢者や障がいがある利用者等、すべての人に優しい図書スペースづくりを目指します。

・今後、整備が予定されている文化交流施設内に設置される図書スペースでは、町民が気軽に集い、求める情報への対応支援として、複写サービス、レファレンスサービス^{*}¹を提供します。

・(仮称)アイヌ歴史文化センターとの一体的な運営を目指して、アイヌ文化関連の図書整備のほか、地域の様々な歴史資料のデジタルアーカイブ化^{**2}を検討します。

<主な施策の詳細事業等>

図書一般事業

文化交流施設整備事業

(5) 読書活動の推進

<現状と課題>

・これまで、青少年センター内の図書室では、利用者からのリクエストに可能な限り応え、住民に寄り添った運営に努めてきています。また、資料を積極的に購入することにより、最新の情報にアクセスしやすい環境を整えています。

・毎年11月には「図書フェスティバル^{**3}」を実施しています。また、生涯学習振興事業と連携した本の展示を通じて、読書への興味関心を引き出し、本とのふれあいを楽しむ取り組みを進めています。

・中高生の職場体験や小学校の総合的な学習の時間、こども園の図書室訪問等、教育機関と連携した学習・体験プログラムを展開し、地域の子ども等若い世代が図書室や本に触れる様々な機会を提供しています。

・工作やものづくりを通して、読書にとどまらない図書室の楽しさを提供し、新たな来館者確保に向けて取り組んでいます。

・来館者の滞在型読書環境等の整備が進まず、利用者の滞在時間が短い傾向にあり、来館者数・貸出冊数も年々減少傾向にあります。

・ものづくりなどの関連イベントの開催等様々な工夫をしていますが、年間を通じた来館者数の増加には至っておらず、継続的かつ計画的なイベントの実施のほか、企画内容の検討や告知方法等が課題となっています。

<今後の方向性>

・自分の読書履歴を記録することができるサービス等をさらに推進し、利用者が読書を楽しめる運営の工夫に努めます。

・魅力ある図書機能を目的としたイベントを計画的かつ定期的で開催すると共に、これまでの生涯学習だよりや町ホームページのほか、広く町民の目に留まる場所への事業周知のポスターの掲示やSNS等を活用した積極的な情報発信、周知方法の工夫により、来館

者の増加を目指します。

・図書サポーター養成講座^{※1}を開設し、多世代にわたる町民一人ひとりが図書スペースを活躍の場とする環境づくりを目指します。

・読み聞かせや手工芸、資料修理等ボランティアと協働し、様々な読書体験を提供し、幅広い要望に対応できる図書スペースづくりを目指します。また、利用者個人や団体相互の連携の機会創出を目指します。

<主な施策の詳細事業等>

図書一般事業

(6) 学校図書との連携

<現状と課題>

・図書室司書が学校図書運営に関する相談や協力体制を周知し、授業に使用する参考図書の選出や貸出を実施しています。

・町内4校の小中学校図書室運営に対して、平準化された働きかけができていない現状にあります。

<今後の方向性>

・図書室司書と学校図書教職員との連携を図ると共に、4校の図書教職員間の情報共有や連携の機会を設け、児童生徒の読書推進環境の整備に努めます。

・各学校の児童生徒主体の学習委員会や図書委員会等を含めた運営状況の把握に努め、町民参加によるあつまるねっと^{※2}の活用等、図書室司書、担当教職員と共に児童生徒の読書活動の推進に努めます。

・1人1台端末を有効的に利用し、学習面や朝読書^{※3}での活用等、多様な読書活動の推進及び支援に努めます。

<主な施策の詳細事業等>

図書一般事業

(7) 地域クラブ活動（文化系）の推進

<現状と課題>

・町民主体の文化活動を展開している団体については、団体員の高齢化が進んでおり、団体を維持していく人材が不足しています。

・全体的な会員や団体数は増加しているものの、事務局業務や役員の担い手が不足しており、組織運営の工夫等、安定した団体運営の維持・継続が課題となっています。

・中学校の文化系部活動の地域クラブ活動への地域展開には、地域の受け皿となる団体や指導者の担い手が不足しています。

・人口減少により、今後は単一団体や単一世代で活動を行うことが困難になることが予想されるため、広域連携を含めたクラブ活動の展開も視野に入れた検討が必要となって

います。

・中学校部活動や文化団体の活動を一体化し、「子どもから高齢者まで、多世代・多志向でだれもが一緒に活動できる場」として、現在、創設の準備が進められている「総合型地域文化・スポーツクラブ」の効果的な運営支援を目指します。

<今後の方向性>

・町内の文化、体育団体、スポーツ少年団、地域クラブ活動を一体化した多世代・多志向・多種目の活動を行う「総合型地域文化・スポーツクラブ」を核として、町民の文化活動の推進を図り、子どもから高齢者まで幅広く活動できる仕組みづくりを確立します。

・地域クラブ活動の定義やガイドラインを作成すると共に教職員が指導者として参画できる体制整備を進めます。

・学校体育施設を活動の拠点として活用し、参加者の移動負担の軽減に努めると共に、選択肢の一つとして、広域連携による地域クラブ活動も視野に検討していきます。

<主な施策の詳細事業等>

地域クラブ活動体制整備事業

総合型地域スポーツクラブ創設事業

(8) 地域・団体活動の推進

<現状と課題>

・体育・文化活動については、町民の活躍の場が道内のみならず全国・世界へと年々広がっており、本町のPRにもつながっています。

・厚真町文化協会、厚真町婦人団体協議会、厚真町PTA連合会、厚真町子ども会育成連絡協議会については、コロナ禍により一時的に活動が縮小・停滞しましたが、令和5年度以降、新たな文化サークルや子ども会の設立により会員が増加しています。また、町民による自主活動も継続的に行われており、緩やかながらも活動が増加しています。

・一方で、高齢化や人口減少、社会情勢の変化等により会員の減少や活動の縮小がみられる団体もあり、団体活動を維持・継続していくための方策が課題となっています。

<今後の方向性>

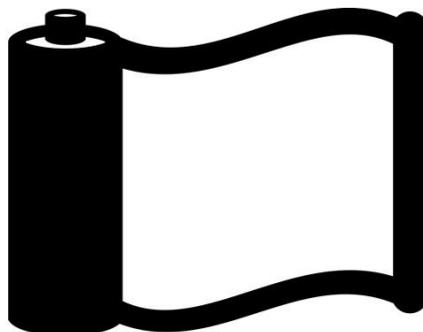
・団体活動の維持継続と活性化が図られるよう、引き続き活動への支援やサポートを行っていきます。

<主な施策の詳細事業等>

団体補助事業

基本目標 9 文化財を活用した郷土愛の醸成

- ・町民が当たり前のように、自分の町を紹介できる郷土愛の醸成のため、子どもから高齢者までが町の歴史や文化財を通して、世代を紡ぐ伝承の機会を創出し、楽しみながら、人と人がつながる地域づくりを目指します。
- ・拠点施設として今後、整備予定の文化交流施設や軽舞遺跡調査整理事務所のほか、町内に点在する各種文化財を有機的に連携させるなど、町内外からの見学者等を受け入れる施設・環境づくりを目指します。
- ・郷土資料・埋蔵文化財、町内伝統文化の継承環境などを整備し、国が推進する多民族多文化共生の政策を踏まえ、厚真町ならではのアイヌ文化や開拓文化の共生、相互尊重の精神と多様性を育む事業の展開を促進します。



- 郷土資料の記録、保存、管理、発信
- 地域の伝統文化継承
- 文化財関連
- 文化財施設整備
- 交流関係人口の創出

(1) 郷土資料の記録・保存・保管環境の整備

<現状と課題>

- ・軽舞遺跡調査整理事務所は、本町の自然、埋蔵文化財、郷土資料を知ることができる歴史文化全般を取り扱う拠点施設の一つで、町民の郷土愛醸成に深く関わっています。
- ・本町に関連するアイヌ民族関連資料や明治以降の農林業等の開拓に係る資料を軽舞遺跡調査整理事務所で継続的に受け入れ、整備、データ化し、適切な環境での保管に努めています。
- ・資料の価値を高めるためには、資料の来歴や記録計測を行い、クリーニング作業や保管後の状態を定期的に確認する必要があります。
- ・町民からの郷土資料のみならず、行政文書などの資料の寄贈・受入を継続的に行っており、現在、郷土資料等の収蔵点数は約12,000点以上に達しており、保管場所の確保が課題となっています。
- ・軽舞遺跡調査整理事務所には、町内外から土日開館の要望が寄せられており、「博物館相当施設」への用途変更も検討課題となっています。

<今後の方向性>

・地域の歴史文化に関する調査・研究を進め、活用に向けた基礎的データの整備に努めます。

・資料の保存対策を講じると共に、保管施設の適切な環境づくりを継続します。

<主な施策の詳細事業等>

遺跡整理事務所管理事業

埋蔵文化財整理事業

(2) 地域の伝統文化継承の推進

<現状と課題>

・町内に継承または継続されている郷土芸能や伝統儀式を後世に引き継ぐことによって、住民相互の絆が維持され、活性化が期待されています。

・伝統文化や伝統儀式の後継者育成や、理解促進に向けた公開・周知活動が課題となっています。

<今後の方向性>

・町指定の有形文化財、無形文化財、民俗資料、記念物等の保存継承を継続すると共に、本町の伝統芸能、伝統儀式に対する持続的な運営支援に努めます。

<主な施策の詳細事業等>

文化財保護事業

(3) 埋蔵文化財保護の推進

<現状と課題>

・文化財保護法に基づき開発行為に伴う埋蔵文化財保護に係わる事前協議や試掘調査を継続的に実施し、開発行為と埋蔵文化財保護の両立に努めています。

・町内における大規模開発事業は終えたものの、官民間わず小規模な開発行為に伴う発掘調査や工事立会に柔軟かつ迅速な対応、調整を行っています。

・埋蔵文化財の発掘調査や整理、保管などの取り扱いは、専門的知識や技術を要するため、現在は一部、民間事業者に委託しているものの、今後、専門的人材の確保が課題となります。

<今後の方向性>

・文化財保護法に基づく行政事務や埋蔵文化財保護と開発行為との両立のため、必要に応じた発掘調査等を継続していきます。

・専門的知識を有する人材の確保や人材育成、その他の文化財の活用も含めた、地域おこし協力隊の導入に取り組みます。

<主な施策の詳細事業等>

文化財保護事業

(4) 文化財施設の整備・周知と活用

<現状と課題>

- ・軽舞遺跡調査整理事務所を拠点として、本町の歴史、文化に関する資料収集、保管、普及活用、情報発信を行っています。
- ・移動手段のない子どもや高齢者等が、気軽に本町の歴史や文化財に触れる機会が少ない状況にあります。

<今後の方向性>

- ・縄文時代等の埋蔵文化財や郷土資料の展示を中心とする軽舞遺跡調査整理事務所とアイヌ文化に特化した(仮称)アイヌ歴史文化センターの2拠点体制での連携を推進し、町内に点在する史跡等を含めた周遊型の普及活用事業の展開を目指します。
- ・文化財資源の活用は、町内での連携にとどまらず、道内、国内へと広域的なつながりを目指し、多世代、多文化社会に対応できる施設づくりに努めます。

<主な施策の詳細事業等>

- 遺跡整理事務所管理事業
- (仮称)アイヌ歴史文化センター整備事業

(5) 文化財関連普及活用事業の推進

<現状と課題>

- ・町内の自然、歴史、郷土の文化財資源のさらなる活用推進のため、町内の文化資源ツアーや各種体験事業を実施し、地域の活性化や地域に根差す幸福度、町民が自分の町を自信をもって紹介できる、郷土愛の醸成に努めています。
- ・文化財関連事業の参加者が固定化されていますが、親子から若者、高齢者まで幅広い層や道内や本州からの参加があり、多世代交流や地域間交流に寄与しています。
- ・事業運営には専門知識を有した職員の確保やボランティア育成が、今後の事業活動を持続する上で重要な課題となっています。

<今後の方向性>

- ・地域の歴史、文化財資源のさらなる活用を目指して地域おこし協力隊や町民主体の文化財ガイドの育成等、普及事業の基盤整備を進め、町民共有の財産である文化財を次世代への継承に努めます。
- ・地域に残る歴史、文化資源の環境整備に努め、本町の歴史的背景や現在の厚真町の特徴を踏まえた普及活動や情報発信に取り組みます。
- ・縄文世界遺産やアイヌ文化は、国内外から注目されている貴重な文化・教育・観光資源で、広く北海道内、日本国内、世界の人々の交流・関係人口の増加に向けた取り組みを推進していきます。

<主な施策の詳細事業等>

- 文化財保護事業

基本目標 10 心身を豊かにする多様なスポーツの推進

- ・スポーツを主体とした町民の体力・健康づくり・交流を推進します。
- ・体力づくり、健康づくり、アスリート志向、趣味など多様なニーズに応えるスポーツ環境整備に努めます。
- ・現在、創設の準備が進められている「総合型地域文化・スポーツクラブ」を町民のスポーツ活動の核として、町民が様々なスポーツ活動に触れられるよう「多世代・多種目・多志向」の活動を展開し、生涯にわたってスポーツ活動が楽しめる環境を整備していきます。（一部、8の基本目標・施策とも連動）

【基本目標10】



(1) スポーツ活動の推進

<現状と課題>

- ・町内では、スポーツ少年団、中学校部活動、高校部活動、社会人サークル等が実施主体となって、様々なスポーツ種目が展開されています。
- ・世代間交流の機会が少なく、チームスポーツは人数がそろわず、チームを組めない事案が発生しています。そのため、スポーツを「楽しむ」「交流する」「アスリート志向」等、多様な志向に応えられる体制の整備が求められています。

<今後の方向性>

- ・「総合型地域文化・スポーツクラブ」の活動を支援することで、多世代、多種目、多志向の実現を目指します。
- ・「総合型地域文化・スポーツクラブ」の創設と共に、卒団・卒業等により活動が途切れることのない、生涯にわたってスポーツ活動に親しめる環境を整備します。
- ・スポーツ少年団、学校部活動、体育協会、社会人のサークル等、町内のスポーツ団体が一体となって町のスポーツ環境の整備に努めます。
- ・地域おこし協力隊制度等を活用し、スポーツ振興等に関わる人材確保に努めます。

<主な施策の詳細事業等>

スポーツ推進委員事業

総合型地域スポーツクラブ創設事業

生涯スポーツ振興事業

地域スポーツ活動振興事業・地域おこし協力隊活動事業

(2) 健康・体力づくりの推進

<現状と課題>

・全町民や自治会を対象とした町民体育祭（集まりンピック）は半世紀以上の開催実績と歴史のある事業として継続されていますが、コロナ禍以降は、参加者が減少傾向にあります。

・町民団体による高齢者対象の健康・体力づくりと交流を目的とした自主活動が行われており、必要に応じて協力、支援を行っています。

・子どもから大人までの体力づくりを推進する基礎や機会づくりとして、毎年、町民向けの体力測定事業を実施していますが、参加者が少ない状況にあります。

<今後の方向性>

・主体的な活動を展開している町民や各種団体との連携を図り、ソフト事業のさらなる充実や周知方法の改善を検討し、町民の健康・体力づくりの活動機会の促進を目指します。

・歴史ある町民体育祭（集まりンピック）の主旨・目的を踏まえつつ、競技種目等の内容を工夫するなど、より多くの町民等の交流機会の創出も含めた検討を進めます。

<主な施策の詳細事業等>

町民体育祭開催事業

総合型地域スポーツクラブ創設事業

生涯スポーツ振興事業

(3) 地域クラブ活動（スポーツ系）の推進

<現状と課題>

・指導者等担い手が不足しており、多くの種目を展開できないのが現状であり、指導者等の待遇改善が求められています。

・今後、人口減少により、単一団体、単一世代での活動が困難になることが懸念されており、合同で活動を行う際の移動手段の確保が課題となっています。

<今後の方向性>

・地域クラブ活動の定義とガイドラインの作成を目指し、その中で教職員等も指導者として参加できる体制整備を進めます。

・学校体育施設を活動の拠点とし、利用者の移動負担の軽減に努めます。

<主な施策の詳細事業等>

- 地域クラブ活動体制整備事業
- 地域スポーツ活動振興事業
- 総合型地域スポーツクラブ創設事業

(4) 各種スポーツ振興団体の支援と連携

<現状と課題>

- ・各種スポーツ活動を行っている地域クラブ活動の担い手団体は、団体間の情報共有や協力連携が希薄となっています。
- ・全体を統括する組織や事務局、団体間の連携が課題となっています。

<今後の方向性>

- ・企業版ふるさと納税、クラウドファンディング等を活用し、スポーツ振興に関わる幅広い財源確保と連携に努めます。
- ・各団体のパイプ役として、「総合型地域文化・スポーツクラブ」の創設に向けた準備を進め、連携した活動を行うと共に、関係団体との意識共有と協力体制の構築を目指します。

<主な施策の詳細事業等>

- 総合型地域スポーツクラブ創設事業
- 生涯スポーツ振興事業
- 地域スポーツ活動振興事業

(5) スポーツ施設の幅広い有効活用

<現状と課題>

- ・町内の体育施設や学校体育施設は、町民の文化・スポーツ活動の拠点施設として有効活用のための周知が進み、年々、利用団体・利用者数が増加傾向にあります。
- ・施設の老朽化が進み、その適切な維持管理、修繕等を実施しています。

<今後の方向性>

- ・子どもから高齢者までの多世代にわたる町民等の活動拠点となるスポーツセンター等の各施設について、関係部署との情報共有を図り、適切な維持管理を継続していきます。
- ・施設のさらなる有効活用を促進するため、指定管理者制度の導入等を引き続き検討していきます。

<主な施策の詳細事業等>

- スポーツセンター・スタードーム管理事業
- スポーツセンター・スタードーム整備事業
- パークゴルフ場管理事業

町民スケートリンク管理事業
かしわ公園運動施設管理事業
厚真中学校陸上グラウンド管理事業
厚真中学校陸上グラウンド整備事業
上厚真中央公園運動広場管理事業
野原公園サッカー場管理事業

資料編

用語解説

P 5^{*1}、P 9^{*5}、P 25^{*2}【ウェルビーイング】

「身体的、精神的、社会的に良好で、満たされた状態」を指す。より広い意味での「健康」や「幸福」の状態を意味し、近年、政府、自治体、企業などで注目され、持続可能な社会の実現を目指す上で重要な概念となっている。

P 9^{*1}【Society 5.0】

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会のSociety 4.0に続く「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」。

P 9^{*2}、P 27^{*1}、P 30^{*1}【自己有用感】

「他者に必要とされている」という感覚であり、他者への貢献や他者から自分がどれだけ大切な存在であるかを認識すること。

P 9^{*3}【不易流行】

俳諧の大家・松尾芭蕉が説いた芸術理念で、「いつまでも変わらない本質的なもの（不易）」と、「時代とともに絶えず変化していく新しいもの（流行）」は、根本において一つであり、両方を追求することが重要であるという考え方。

P 9^{*4}、P 24^{*1}【ESD教育】

「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）」の略で、環境や貧困、人権といった地球規模の課題を自分自身の問題として捉え、主体的に考え行動できる人を育む教育。

P 9^{*6}、P 11^{*2}、P 14^{*1}、P 38^{*1}【情報モラル】

情報社会で、他人も自分も大事にしながら、デジタル機器やインターネット、SNSを正しく・安全に使うために必要な考え方・約束ごと。

P 10^{*1}、P 12^{*4}、P 14^{*6}、P 25^{*1}、P 39^{*1}【コミュニティ・スクール】

学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組み。地域と学校が協力して子どもの学びを支える仕組み。

P 11^{*1}、P 32^{*2}【生成AI】

人の指示に応じて、学習した情報をもとに文章・画像・音声・動画・プログラムコードなどを「新しく作り出す（生成する）」ことができる人工知能。

P 12^{*1}、P 14^{*5}、P 25^{*3}、P 36^{*1}、P 39^{*2}、P 40^{*1}、P 46^{*2}【あつまるねっと】

厚真町地域学校協働本部の愛称。地域・町民と学校が連携し、子どもたちの学びと育ちを支援、推進する仕組み。地域の各種団体のほか個人ボランティアや企業などが参加できる。

P 12^{*2}、P 36^{*2}【GIGAスクール】

1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することに

よって、教育の質を向上させ、全ての子ども達の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的としている。

P 1 2^{*3} 【オンデマンド】

英語で「要求に応じて」という意味で、ユーザーが必要な時に利用できるサービス形態。

P 1 2^{*5} 【地域学校協働活動】

学校と地域が連携し、学習支援、見守り、防災、体験活動等を進める取組の総称。地域の人材や施設を活用。

P 1 2^{*6}、P 1 4^{*7} 【社会教育士】

令和2年に新設された、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了したものに与えられる称号。

P 1 3^{*1} 【DX化】

デジタル技術を活用して、業務やサービスの仕組みを根本から変え、より良い形に変えること。

P 1 3^{*2} 【ユニバーサルデザイン】

「すべての人のためのデザイン」という意味。「バリアフリー」の考え方をさらに進め、能力や年齢、国籍、性別の違いを超えて全ての人が暮らしやすい環境づくりを行う考え。

P 1 3^{*3}、P 3 3^{*4} 【エビデンス】

「証拠」「根拠」「裏付け」「形跡」といった意味を持つ言葉。意見や提案の際に必要な根拠や裏付け等、判断のもとになる証拠。

P 1 3^{*4} 【PDCA】

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。PDCAサイクルは継続的に改善していくための基本フレーム。

P 1 3^{*5} 【災害アーカイブ】

地震・豪雨・火災などの災害に関する記録や資料を、デジタルデータとして収集・保存し、閲覧や学習に活用できるようにしたもの。写真、映像、証言、被害状況、復旧の記録などを体系的に整理し、防災教育や地域の防災力向上に役立てることを目的とする。

P 1 4^{*2} 【リテラシー教育】

多様な情報やデジタル機器を正しく理解し、適切に活用する力を育てる教育。情報を見極め、主体的に判断し行動できる力を養うことを目的とする。

P 1 4^{*3}、P 3 8^{*4} 【メディアコントロールチャレンジ】

テレビやスマートフォン、ゲーム等の利用時間や使い方を家庭と連携して見直し、子どもたちの基本的な生活習慣や自己管理能力の育成を図る取組。

P 1 4^{*4}、P 1 5^{*4} 【情報リテラシー（教育）】

多様な情報やデジタル機器を正しく理解し、適切に活用する力を育てる教育。情報を見極め、主体的に判断し行動できる力を養うことを目的とする。

P 1 4^{*8}、P 4 0^{*2}、P 4 2^{*1} 【プレーパーク】

子どもも大人も誰でも遊べる「地域の遊び場」。

P 1 4^{*9}、P 4 2^{*2} 【ディスカバリーカルチャー】

プラネタリウムの定期投影会に合わせて多世代が多種多様に関わり合いながら主体的に学びを深めるイベント

P 1 5^{*1}、P 4 2^{*3} 【厚真未来カレッジ】

多彩な講師陣を厚真に招き、その人が人生をかけて追及してきた分野の面白さや苦勞、チャレンジのプロセスについて話を伺うイベント。

P 1 5^{*2}、P 4 2^{*4} 【あつひやく】

行政、学校、町民と協働して厚真の教育の未来を考える「100年先の厚真を創る、100の学び場プロジェクト」の略称。

P 1 4^{*3} 【デジタルデバイド】

デジタル機器やインターネットを利用できる人と、利用が難しい人とのあいだに生じる情報格差。

P 2 4^{*2} 【STEAM教育】

「科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術 (Art)、数学 (Mathematics)」の5分野を横断的に学び、創造性や問題解決能力を育む教育手法。

P 2 7^{*2} 【自己肯定感】

「ありのままの自分を認める」感覚。他者の評価とは関係なく、存在そのものの価値を認めること。

P 2 8^{*1}、P 3 3^{*2}、P 3 4^{*1} 【インクルーシブ教育】

障がいの有無、国籍、人種、宗教、性別などにかかわらず、すべての子どもが互いを尊重し支え合いながら、共に学び合う教育システム。

P 3 1^{*1}、P 3 2^{*1} 【教育DX】

デジタル技術を活用して、教育の在り方を根本から改革する取り組み。単なるデジタル化にとどまらず、教育の手法や市道そのものを進化させることを目指す。

P 3 3^{*1} 【ノーマライゼーション】

高齢者や障がい者などを排除するのではなく、健常者と同等に当たり前のように生活できるような社会こそが、正常（ノーマル）な社会であるという考え方。

P 3 3^{*3} 【スクリーニング】

多数の対象の中から、あらかじめ定めた基準に基づいて、支援や対応が必要な人を早期に見つけ出すための『ふるい分け』の仕組み。「誰に・どんな支援が必要か」を早めに見定めるために行う。

P 3 5^{*1} 【校務DX】

学校の事務作業（出欠管理、成績処理、報告書作成など）をデジタル化し、教職員の働き方を改善する取り組み。

P 3 8 *2 【デジタルリテラシー】

デジタル技術やデバイスを使用し、上表を適切に理解し、生産的に活用できるスキルのこと。

P 3 8 *3 【デジタルメディア】

機械による読み取りが可能な記録形式でコード化された全てのメディアのこと。デジタルメディアはコンピューター上で作成、閲覧、配信、修正、保存可能。

P 4 4 *1 【シビックプライド】

「地域への誇りと愛着」を表す言葉。歴史や文化を越えて、自分の住む町をより良いものに、誇れるまちづくりを目指す構成員の一人として自覚する意志も含まれる。

P 4 4 *2 【読書バリアフリー法】

2019年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の通称。読書に困難を抱える全ての人が、文字・活字文化の恩恵を受けられる社会の実現を目指したものの。

P 4 5 *1 【レファレンスサービス】

図書機能利用者の調べものや探しものに対して、図書司書等が関連図書や資料、様々な情報を提供する

サービス。

P 4 5 *2 【デジタルアーカイブ化】

資料や記録、写真、映像などをデジタルデータとして保存・管理し、劣化や散逸を防ぐとともに、教育や学習、地域理解などに幅広く活用できるようにする取組。

P 4 5 *3 【図書フェスティバル】

図書室利用促進や新たな利用者確保を目的とした工作教室や各種特殊本の展示などの厚真町独自のイベ

ント。

P 4 6 *1 【図書サポーター養成講座】

文化交流施設の図書機能への住民参画を推進し、充実を図るため、図書館の基礎情報や読書活動に関する

る取り組みを学ぶ講座。図書等に関する基礎的情報、取り組みに関する講座を実施するもの。

P 4 6 *2 【朝読書】

「朝の会」の前、10分間に児童自らが興味を持った本を読み、読書の習慣付けや学習意欲の向上を目的とする、厚真町内の小学校全学年の取り組み。